

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年3月19日

【会社名】 株式会社ネオマーケティング

【英訳名】 NEO MARKETING Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 橋本 光伸

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区南平台町16番25号

【電話番号】 03 - 6328 - 2880(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 秋田 誠

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区南平台町16番25号

【電話番号】 03 - 6328 - 2880(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 秋田 誠

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

| | |
|---------------------|--------------|
| 募集金額 | |
| ブックビルディング方式による募集 | 324,530,000円 |
| 売出金額 | |
| (引受人の買取引受による売出し) | |
| ブックビルディング方式による売出し | 381,800,000円 |
| (オーバーアロットメントによる売出し) | |
| ブックビルディング方式による売出し | 114,540,000円 |

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|--------------|---|
| 普通株式 | 230,000(注)2. | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |

(注) 1. 2021年3月19日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2021年3月19日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数40,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数190,000株の合計であります。したがって本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、2021年4月2日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社は、いちよし証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、10,000株を上限として、福利厚生を目的に、ネオマーケティング従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

2021年4月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は2021年4月2日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売却価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

| 区分 | | 発行数(株) | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|------------------|---------|---------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | | | | |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | | | | |
| ブックビルディング方式 | 新株式発行 | 40,000 | 56,440,000 | 30,544,000 |
| | 自己株式の処分 | 190,000 | 268,090,000 | |
| 計(総発行株式) | | 230,000 | 324,530,000 | 30,544,000 |

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2021年3月19日開催の取締役会決議に基づき、2021年4月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,660円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は381,800,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 払込金額 (円) | 資本組入額 (円) | 申込株数 単位(株) | 申込期間 | 申込証拠金 (円) | 払込期日 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------------------------|---------------|---------------|
| 未定 (注) 1 . | 未定 (注) 1 . | 未定 (注) 2 . | 未定 (注) 3 . | 100 | 自 2021年4月14日(水) 至 2021年4月19日(月) | 未定 (注) 4 . | 2021年4月21日(水) |

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2021年4月2日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年4月13日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 . 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2021年4月2日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2021年4月13日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2021年3月19日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2021年4月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5 . 株式受渡期日は、2021年4月22日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 . 申込み在先立ち、2021年4月6日から2021年4月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 . 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|----------------|-------------------|
| 株式会社みずほ銀行 渋谷支店 | 東京都渋谷区渋谷一丁目24番16号 |

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|------------------|---------------------|--------------|--|
| いちよし証券株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 | 未定 | 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、2021年4月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | | |
| S M B C 日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | | |
| 株式会社S B I証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | | |
| 楽天証券株式会社 | 東京都港区南青山二丁目6番21号 | | |
| あかつき証券株式会社 | 東京都中央区日本橋小舟町8番1号 | | |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 | | |
| エース証券株式会社 | 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号 | | |
| 岡三証券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 | | |
| 極東証券株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 | | |
| 東洋証券株式会社 | 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 | | |
| 松井証券株式会社 | 東京都千代田区麹町一丁目4番地 | | |
| マネックス証券株式会社 | 東京都港区赤坂一丁目12番32号 | | |
| 計 | | 230,000 | |

- (注) 1. 2021年4月2日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(2021年4月13日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 351,256,000 | 17,000,000 | 334,256,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,660円)を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額334,256千円については、当社グループの事業運営上のリスクでもある人材の確保と維持についての対策と合わせて業容拡大に応じて急務となっている優秀な人材獲得の採用費として、2021年9月期に10,500千円、2022年9月期に16,800千円、2023年9月期に18,900千円、前述の獲得人材の獲得期の人件費として、2021年9月期に30,000千円、2022年9月期に48,000千円、2023年9月期に54,000千円、新卒研修を除いた従業員のスキルアップ研修として、2021年9月期に3,100千円、2022年9月期・2023年9月期に各2,650千円を計画しております。

また、地方の優良企業をターゲットとする営業戦略から拠点設置に伴う設備投資として、2021年9月期に5,000千円、2022年9月期に3,000千円、中期経営計画に基づく新規顧客獲得を達成するため当社グループのサービスの知名度向上とブランディングのための広告宣伝費として、2021年9月期・2022年9月期・2023年9月期に各2,000千円、事業拡大施策としてのマーケティング費として、2021年9月期に7,800千円、2022年9月期・2023年9月期に各10,200千円を計画しております。

その他、2023年9月期末に自己資本比率65%以上とする中期経営計画のもと、金融機関からの借入金の返済として2021年9月期に50,000千円、2022年9月期に30,000千円を計画しております。

なお、残額につきましては、前述の金融機関からの借入金の返済とは別に2021年9月期の金融機関からの借入金の返済資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2021年4月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称 |
|----------|-----------------------|---------|----------------|--|
| | 入札方式のうち入札 による売出し | | | |
| | 入札方式のうち入札 によらない売出し | | | |
| 普通株式 | ブックビルディング 方式 | 230,000 | 381,800,000 | 沖縄県那覇市 小林 康裕 78,000株 東京都墨田区 村上 直 45,000株 東京都新宿区西新宿1丁目25番1号 新宿センタービル46階 株式会社エイジェック 43,000株 東京都稲城市 原島 茂雄 30,000株 愛知県名古屋市瑞穂区 葛山 博志 25,000株 東京都品川区 藤元 拓志 5,000株 東京都港区 中川 達也 4,000株 |
| 計(総売出株式) | | 230,000 | 381,800,000 | |

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,660円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

| 売出価格 (円) | 引受価額 (円) | 申込期間 | 申込株数 単位(株) | 申込証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名 又は名称 | 元引受契約 の内容 |
|----------------------|-------------|--|---------------|--------------|-----------------------|---------------------------------------|--------------|
| 未定 (注)1. (注)2. | 未定 (注)2. | 自 2021年 4月14日(水) 至 2021年 4月19日(月) | 100 | 未定 (注)2. | 引受人の本店 及び全国各支 店 | 東京都中央区日本橋茅 場町一丁目5番8号 いちよし証券株式会社 | 未定 (注)3. |

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2021年4月13日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称 |
|----------|-----------------------|--------|----------------|---|
| | 入札方式のうち入札 による売出し | | | |
| | 入札方式のうち入札 によらない売出し | | | |
| 普通株式 | ブックビルディング 方式 | 69,000 | 114,540,000 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 いちよし証券株式会社 69,000株 |
| 計(総売出株式) | | 69,000 | 114,540,000 | |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、いちよし証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、いちよし証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,660円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

| 売出価格 (円) | 申込期間 | 申込株数 単位(株) | 申込証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び 氏名又は名称 | 元引受契約 の内容 |
|---------------|--|---------------|---------------|--------------------------|--------------------|--------------|
| 未定 (注) 1 . | 自 2021年 4月14日(水) 至 2021年 4月19日(月) | 100 | 未定 (注) 1 . | いちよし証券株式会社の 本店及び全国各支店 | | |

- (注) 1 . 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(2021年4月13日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 . 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
- 3 . 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 4 . いちよし証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7 . に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所「JASDAQ(スタンダード)」への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、いちよし証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所「JASDAQ(スタンダード)」への上場を予定しております。

2．グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である小林康裕（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、69,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2021年5月17日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、2021年4月22日から2021年5月13日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主であり当社取締役である橋本光伸及び荒池和史並びに当社株主であり当社執行役員である今泉陽介並びに当社株主であり売出人かつ貸株人である小林康裕並びに当社株主であり売出人かつ当社取締役である原島茂雄、藤元拓志及び中川達也並びに当社株主であり売出人かつ当社従業員である村上直並びに当社株主であり売出人である株式会社エイジェック及び葛山博志並びに当社株主である株式会社エムスリードリームインベスター及び株式会社TRMブラザーズは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2021年7月20日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社の株主であり取締役かつ新株予約権を保有する荒池和史、及び当社の株主であり取締役かつ売出人かつ新株予約権を保有する中川達也及び当社の株主であり執行役員かつ新株予約権を保有する今泉陽介は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社株式の売却等は行わない旨合意しております。

さらに、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社のロゴマーク  **NEO**
MARKETING を記載いたします。

(2) 裏表紙に当社のロゴマーク  **NEO MARKETING** を記載いたします。

(3) 表紙の次に「Our Vision」～「業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

Our Vision

Make everyone Wonderful

私たちは人の心を満たす
商品・サービスが
あふれる社会を目指している

私たちは、あらゆる人々が喜びに満ちて笑顔で快適に生活している世界を夢見ている。

生活者起点のマーケティングには夢を実現するチカラがあると信じている。

私たちの仕事により、たくさんの人が豊かで幸せになれる持続可能な世界が、日々近づいていることに最高の充実感と喜びを感じている。

IDENTITY

私たちは生活者の喜びのために 顧客を成功に導くプロフェッショナル集団である Professional team for client success

私たちは生活者起点のマーケティングで
顧客の事業の成功とビジョン達成を実現するプロ集団である。
顧客の成功の結果、人々の生活が豊かで喜びに溢れたものになることを信じている。
私たちは顧客の成功の先にある生活者の喜びのために挑戦し続ける。

CONCEPT

生活者起点のマーケティング支援会社 Customer driven marketing

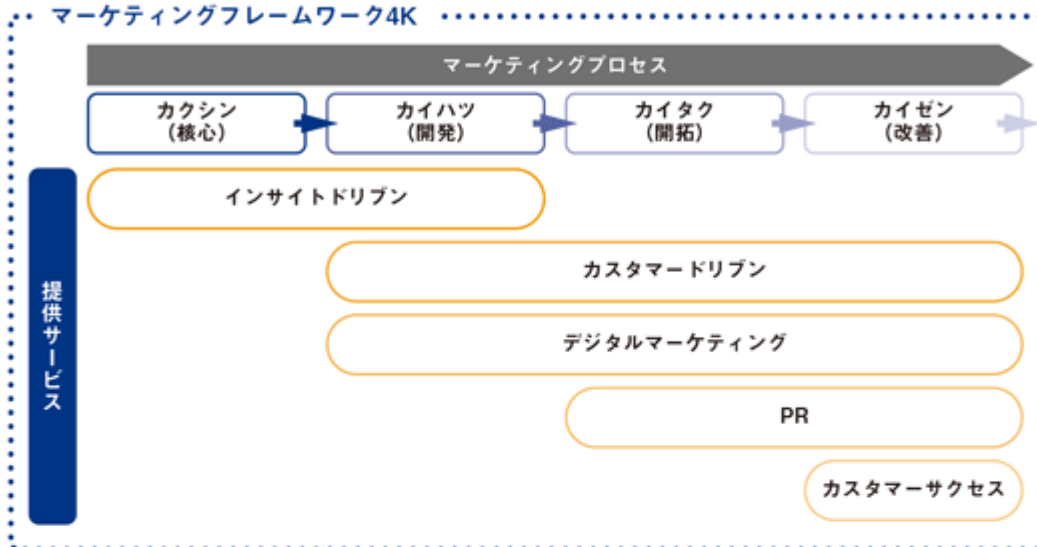
「生活者起点のマーケティング」とは生活者の理解をスタートとし、
理解をベースに置いて市場と対話を行っていく一連の活動である。
インサイト発掘～商品開発～プロモーション～改善施策といった
一連のプロセスを、生活者理解を起点として実行していくマーケティング活動である。
生活者起点のマーケティングを追求することが、
「人の心を満たす商品・サービスがあふれる社会」の実現に繋がる。

BUSINESS FLAME（事業概要）

当社グループは、クライアント企業のマーケティングプロセスを4つのプロセスに分けて考察したうえでサービスを提供しております。

マーケティングプロセスとは一般的に企業が市場調査を実施し、市場調査結果を基に商品を開発し、開発した商品を宣伝し、宣伝効果や効果の結果もたらされた売上等の成果を検証していくという一連のプロセスのことを指します。それぞれのプロセスごとに適切なマーケティング施策を、各サービスと対応するかたちで考案した、独自の「マーケティングフレームワーク4K」を開発しております。

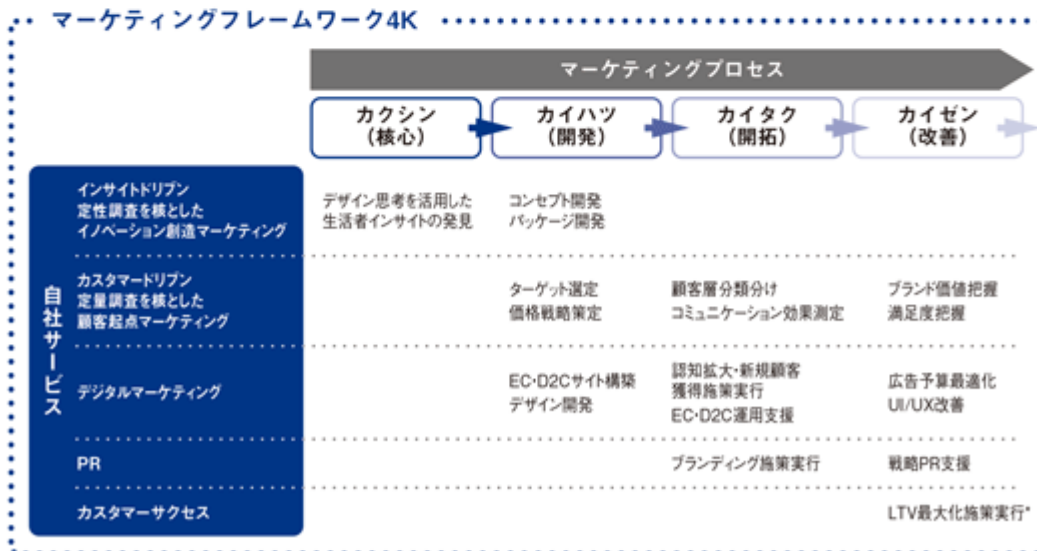
独自フレームワークを活用してクライアント企業のマーケティングプロセス全般に渡って、一気通貫でサービス提供出来ることを特長としています。



マーケティングコンサルタント（営業人員）は、クライアントに対しマーケティングフレームワーク4Kを活用することで、マーケティング全体を俯瞰した最適な提案を実施しています。

表の縦軸は自社サービス、横軸はマーケティングプロセスを表しています。

一連のマーケティングプロセス全般に渡って、クライアント企業に寄り添い、マーケティング活動を統合的に支援出来る体制を構築しております。



*LTV（ライフタイムバリュー）とは顧客が生涯を通じて企業にもたらす利益（顧客生涯価値）を指します。

SERVICE（事業内容）

(1) カスタマードリブン

生活者パネルから収集した定量的データを数値化し分析する、定量調査を核とした顧客起点マーケティングです。特長はマーケティング施策に実効性高く活用できるよう顧客を分類（優良顧客・一般顧客・離反顧客・非購入者・非認知者）し、顧客が商品やサービスを知ってから最終的に購買するまでの行動・思考・感情等（カスタマージャーニー）を解析することにより、顧客起点のプロモーション施策の戦略立案・実行後の検証までをクライアントに提供出来る点です。

(2) インサイトドリブン

生活者パネルの中から最適な対象者を抽出し、インタビューや行動観察（実際に商品を使用している姿の観察）を実施することで、数値では計測出来ない潜在的な意識を明らかにします。定性調査を核とした、生活者自身が気づいていない意識下に存在している人を動かす隠れた心理（インサイト）を発見するのに適したマーケティングサービスです。

(3) デジタルマーケティング

デジタルマーケティング戦略設計にあたり、生活者に対する理解をベースにWeb広告に関する戦略立案から作成、運用、効果検証まで一貫してデジタルを通じた生活者との対話を設計・実行するサービスです。当社グループのメイン顧客層である製造業にはD2C支援サービスとして、世界で最も利用されているECプラットフォームであるShopifyを利用し、クライアントに代わって当社グループでECサイトの構築から集客・運用まで一気通貫で支援しております。

(4) PR

認知拡大・ブランディングを目的としたPR支援サービスです。特徴的な事例としては、Evoked Set^(*)を指標とし、クライアントの目指すあるべきブランド像や世界観を、当社グループでメディアリリースを作成し、カスタマードリブンサービスによって明確化したターゲットに対して、ニュースや記事を通じて届けるといったものがあります。

(※1) Evoked Setとは消費者が購買行動の前に購入検討の対象として頭の中に思い出すブランドの組み合わせのこと。

(5) カスタマーサクセス

クライアント企業の顧客を成功させる為に、クライアントが提供している商品やサービスの価値を最大限に引き出せるよう支援するサービスです。購入・契約後の顧客にさまざまな方法で働きかけ関与することにより、商品やサービスを使って顧客が実現したいことを支援します。解約率の低減、リピート率の向上、アップセル、好意的なクチコミの醸成といった、クライアントが求める成果を実現するための戦略を立案し施策を実行するサービスです。

沖縄県那覇市と沖縄県石垣市にカスタマーサクセスセンターの拠点を設けており、電話・メールによる顧客対応はもちろん、AIチャットボットの品質評価やサブスクリプションモデルの課金ユーザー離脱防止プログラムにも対応しております。

(6) BtoBマーケティング支援サービス

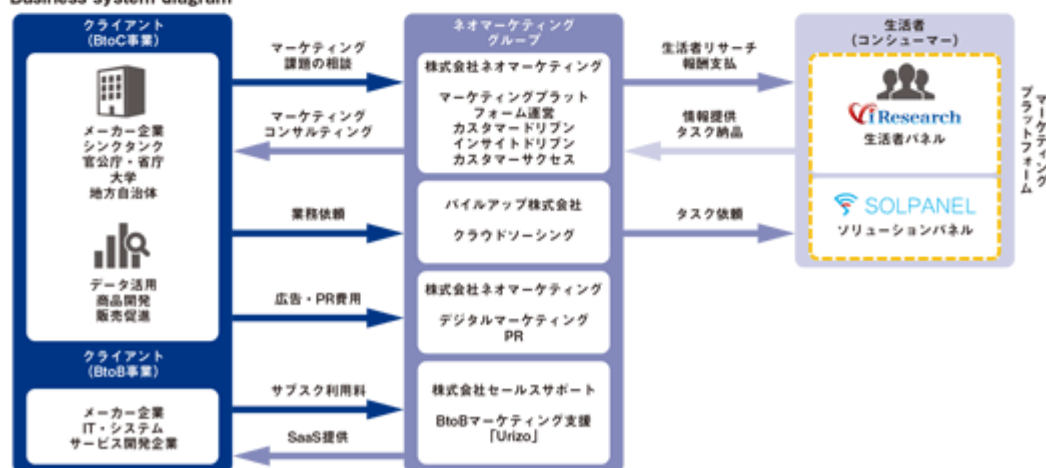
累計導入企業数約50,000社の企業リスト収集ツール「Urizo」を提供し、企業間のマーケティング活動や営業活動の支援を行っております。クライアントからは、他社と比べて使いやすい操作性、費用対効果、長期間のサービス提供による信頼感から支持されており、企業への新規アプローチやリード獲得を強力に支援する自社独自開発ツールです。

「Urizo」は、ソフトウェアを提供するSaaS型、月額課金のサブスクリプションモデル、法人顧客を対象としたBtoBのサービスモデルを特徴としております。

(7) クラウドソーシング

人を活用したクラウドソーシングやマーケティングサポートを提供するために、当社が運営する会員組織のプラットフォーム「SOLPANEL（ソルパネ）」を利用して不特定多数の人に業務を依頼することができる仕組みを構築しております。

Business system diagram



STRENGTHS（当社の強み）

強み1

不確実性の高い時代に必須となる、生活者起点のソリューションを提供

独自のマーケティングプラットフォームとマーケティングフレームワーク4Kを活用し、生活者インサイトの発見から商品・サービス開発、プロモーション支援、PDCAの実行までサポートできることから、クライアントに対してマーケティング全体を俯瞰した最適なソリューションを提供できる。

強み2

顧客開拓力。中堅～大手メーカーの顧客基盤

複数の独自サービスを開発しつつ、新規顧客は毎年増加し続けている。さらに累計約2,000社超の取引実績があり、潤沢な顧客リソースに対してクロスセル・アップセルが可能な顧客基盤を有している。

強み3

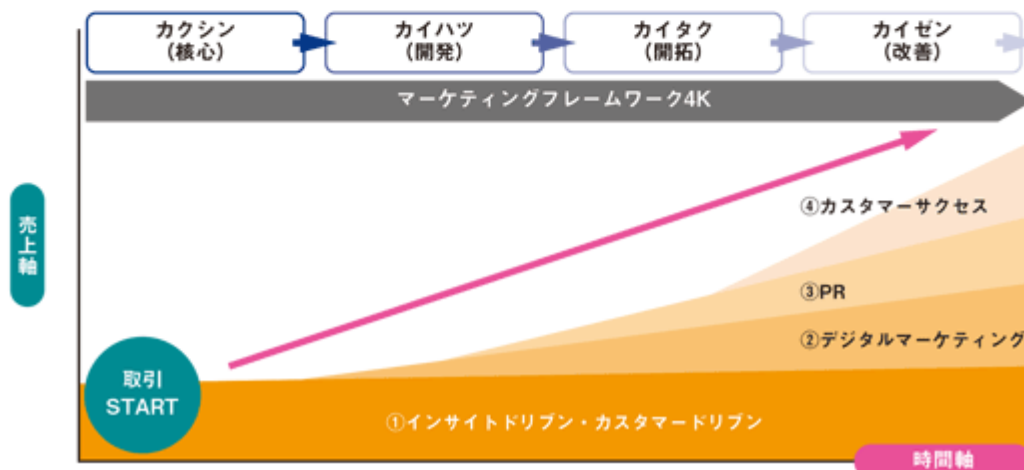
独自マーケティングプラットフォーム運営

独自サービスの提供を実現するためのプラットフォームを運営している。
ロイヤリティが高くバイアスを排除した当社独自の生活者パネル約55万人[※]に加え、他社との提携により約1,983万人超[※]の生活者パネルを常時活用することが可能。
独自パネルは自社で内製化しているためコスト競争力が高いことに加え、短納期のスピード案件においても優位性を保持している。

※2020年10月時点

GROWTH STRATEGY（成長戦略）

顧客単価増大に向けてマーケティングフレームワーク4Kを活用した提案で1顧客に対して複数サービスを提供することを加速していきます。これにより1社あたりの売上増と取引継続による売上増を狙っていきます。



業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

| 回次 | | 第20期 | 第21期 | 第22期 第1四半期 |
|------------------------|------|-----------|-----------|------------|
| 決算年月 | | 2019年9月 | 2020年9月 | 2020年12月 |
| 売上高 | (千円) | 1,132,272 | 1,427,555 | 415,522 |
| 経常利益 | (千円) | 19,674 | 173,652 | 86,844 |
| 親会社株主に帰属する当期（四半期）純利益 | (千円) | 8,027 | 116,650 | 55,782 |
| 包括利益又は四半期包括利益 | (千円) | 7,512 | 116,460 | 56,525 |
| 純資産額 | (千円) | 156,427 | 211,887 | 268,413 |
| 総資産額 | (千円) | 830,897 | 982,064 | 997,894 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 66.85 | 95.53 | — |
| 1株当たり当期（四半期）純利益 | (円) | 3.43 | 50.24 | 25.15 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益 | (円) | — | — | — |
| 自己資本比率 | (%) | 18.83 | 21.58 | 26.90 |
| 自己資本利益率 | (%) | 5.26 | 63.34 | — |
| 株価収益率 | (倍) | — | — | — |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 11,169 | 233,185 | — |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | △10,910 | △156,164 | — |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 35,444 | 80,842 | — |
| 現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高 | (千円) | 318,783 | 476,458 | — |
| 従業員数 | (人) | 69 | 78 | — |
| (外、平均臨時雇用者数) | | (43) | (42) | (—) |

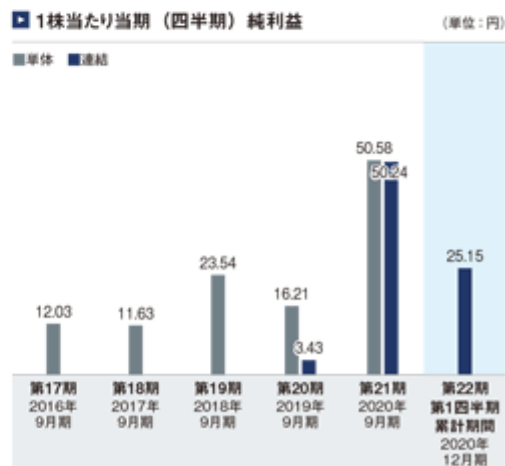
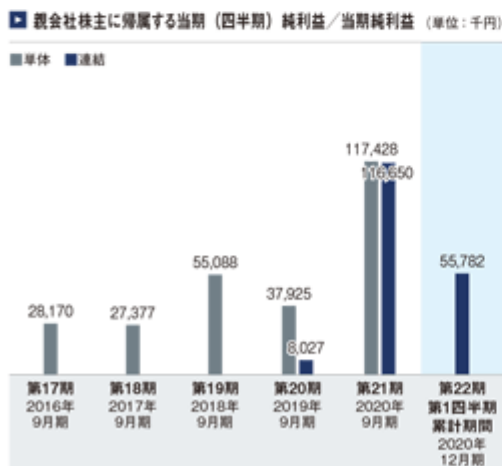
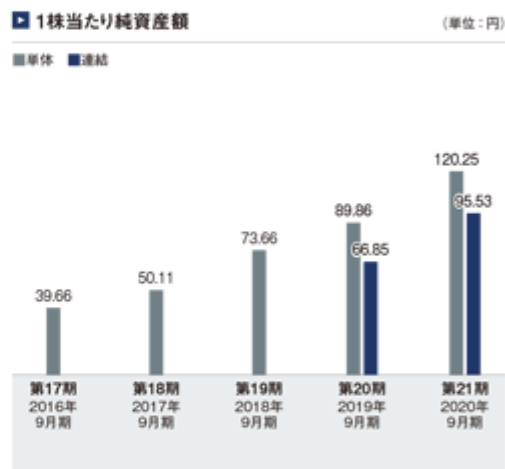
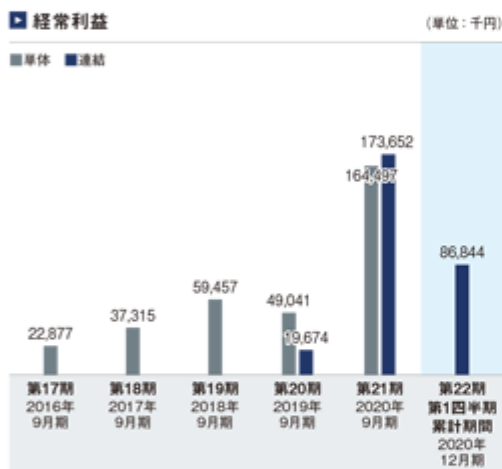
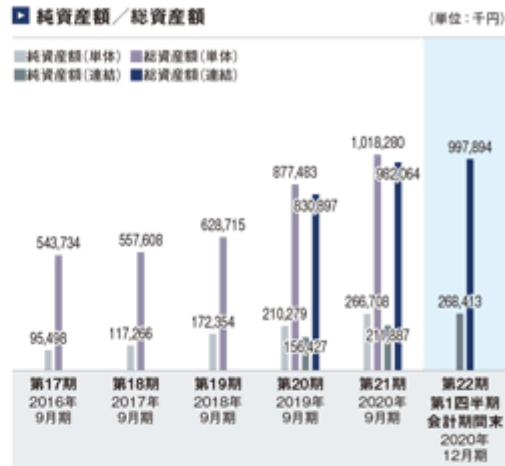
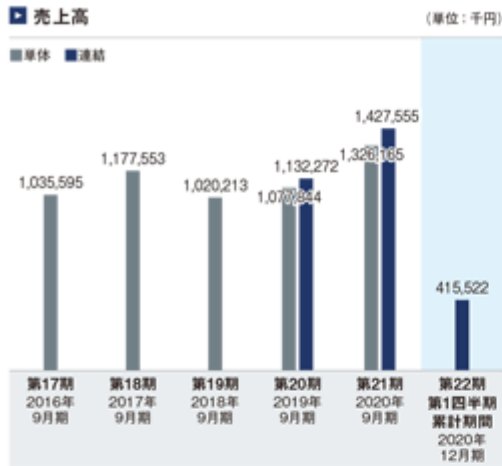
- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
5. 第20期及び第21期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。
6. 第22期第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
7. 当社は、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | | 第17期 | 第18期 | 第19期 | 第20期 | 第21期 |
|-------------------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 決算年月 | | 2016年9月 | 2017年9月 | 2018年9月 | 2019年9月 | 2020年9月 |
| 売上高 | (千円) | 1,035,595 | 1,177,553 | 1,020,213 | 1,077,844 | 1,326,165 |
| 経常利益 | (千円) | 22,877 | 37,315 | 59,457 | 49,041 | 164,497 |
| 当期純利益 | (千円) | 28,170 | 27,377 | 55,088 | 37,925 | 117,428 |
| 資本金 | (千円) | 47,560 | 47,560 | 47,560 | 47,560 | 47,560 |
| 発行済株式総数 | (株) | 6,020 | 6,020 | 6,020 | 6,020 | 1,204,000 |
| 純資産額 | (千円) | 95,498 | 117,266 | 172,354 | 210,279 | 266,708 |
| 総資産額 | (千円) | 543,734 | 557,808 | 628,715 | 877,483 | 1,018,280 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 15,863.57 | 20,045.55 | 29,462.36 | 89.86 | 120.25 |
| 1株当たり配当額 | (円) | — | — | — | — | — |
| (うち1株当たり中間配当額) | | (—) | (—) | (—) | (—) | (—) |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 4,810.56 | 4,652.55 | 9,416.82 | 16.21 | 50.58 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | (円) | — | — | — | — | — |
| 自己資本比率 | (%) | 17.56 | 21.03 | 27.41 | 23.96 | 26.19 |
| 自己資本利益率 | (%) | 36.22 | 25.74 | 38.04 | 19.82 | 49.24 |
| 株価収益率 | (倍) | — | — | — | — | — |
| 配当性向 | (%) | — | — | — | — | — |
| 従業員数 | (人) | 81 | 79 | 64 | 67 | 73 |
| (外、平均臨時雇用者数) | | (40) | (45) | (50) | (42) | (42) |

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 第20期及び第21期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第17期、第18期及び第19期の財務諸表については、「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定に基づき各数値を算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
7. 当社は、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 当社は、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）の作成上の留意点について]」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第17期、第18期及び第19期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

| 回次 | | 第17期 | 第18期 | 第19期 | 第20期 | 第21期 |
|-------------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算年月 | | 2016年9月 | 2017年9月 | 2018年9月 | 2019年9月 | 2020年9月 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 39.66 | 50.11 | 73.66 | 89.86 | 120.25 |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 12.03 | 11.63 | 23.54 | 16.21 | 50.58 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | (円) | — | — | — | — | — |
| 1株当たり配当額 | (円) | — | — | — | — | — |
| (うち1株当たり中間配当額) | | (—) | (—) | (—) | (—) | (—) |



(注) 当社は、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | | 第20期 | 第21期 |
|-------------------|------|-----------|-----------|
| 決算年月 | | 2019年 9 月 | 2020年 9 月 |
| 売上高 | (千円) | 1,132,272 | 1,427,555 |
| 経常利益 | (千円) | 19,674 | 173,652 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | (千円) | 8,027 | 116,650 |
| 包括利益 | (千円) | 7,512 | 116,460 |
| 純資産額 | (千円) | 156,427 | 211,887 |
| 総資産額 | (千円) | 830,897 | 982,064 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 66.85 | 95.53 |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 3.43 | 50.24 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | (円) | - | - |
| 自己資本比率 | (%) | 18.83 | 21.58 |
| 自己資本利益率 | (%) | 5.26 | 63.34 |
| 株価収益率 | (倍) | - | - |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 11,169 | 233,185 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 10,910 | 156,164 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 35,444 | 80,842 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | (千円) | 318,783 | 476,458 |
| 従業員数 | (人) | 69 | 78 |
| (外、平均臨時雇用者数) | | (43) | (42) |

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

5. 第20期及び第21期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

6. 当社は、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | 第17期 | 第18期 | 第19期 | 第20期 | 第21期 |
|-----------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 決算年月 | 2016年9月 | 2017年9月 | 2018年9月 | 2019年9月 | 2020年9月 |
| 売上高 (千円) | 1,035,595 | 1,177,553 | 1,020,213 | 1,077,844 | 1,326,165 |
| 経常利益 (千円) | 22,877 | 37,315 | 59,457 | 49,041 | 164,497 |
| 当期純利益 (千円) | 28,170 | 27,377 | 55,088 | 37,925 | 117,428 |
| 資本金 (千円) | 47,560 | 47,560 | 47,560 | 47,560 | 47,560 |
| 発行済株式総数 (株) | 6,020 | 6,020 | 6,020 | 6,020 | 1,204,000 |
| 純資産額 (千円) | 95,498 | 117,266 | 172,354 | 210,279 | 266,708 |
| 総資産額 (千円) | 543,734 | 557,608 | 628,715 | 877,483 | 1,018,280 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 15,863.57 | 20,045.55 | 29,462.36 | 89.86 | 120.25 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 4,810.56 | 4,652.55 | 9,416.82 | 16.21 | 50.58 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円) | - | - | - | - | - |
| 自己資本比率 (%) | 17.56 | 21.03 | 27.41 | 23.96 | 26.19 |
| 自己資本利益率 (%) | 36.22 | 25.74 | 38.04 | 19.82 | 49.24 |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - | - | - |
| 配当性向 (%) | - | - | - | - | - |
| 従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人) | 81 (40) | 79 (45) | 64 (50) | 67 (42) | 73 (42) |

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

6. 第20期及び第21期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第17期、第18期及び第19期の財務諸表については、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)の規定に基づき各数値を算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

7. 当社は、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 当社は、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第17期、第18期及び第19期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

| 回次 | 第17期 | 第18期 | 第19期 | 第20期 | 第21期 |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算年月 | 2016年9月 | 2017年9月 | 2018年9月 | 2019年9月 | 2020年9月 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 39.66 | 50.11 | 73.66 | 89.86 | 120.25 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 12.03 | 11.63 | 23.54 | 16.21 | 50.58 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円) | - | - | - | - | - |
| 1株当たり配当額 (円) | - | - | - | - | - |
| (うち1株当たり中間配当額) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |

2 【沿革】

| | |
|----------|--|
| 2000年10月 | 東京都港区赤坂においてマーケティング支援事業を目的として、有限会社メディアインタラクティブ(資本金3,000千円)を設立 |
| 2002年9月 | 株式会社メディアインタラクティブに組織変更 |
| 2005年12月 | 本社を東京都渋谷区桜丘町に移転 |
| 2006年12月 | マーケティングプラットフォーム「アイリサーチ」のサービス提供を開始 |
| 2007年4月 | 本社を東京都渋谷区渋谷二丁目に移転 |
| 2010年4月 | 本社を東京都渋谷区渋谷三丁目に移転 |
| 2011年11月 | 沖縄県石垣市にマーケティングセンター「石垣マーケティングラボ」を開設 |
| 2012年4月 | 株式会社ネオマーケティングに商号変更 |
| 2012年6月 | データ蓄積とデータマーケティングを運営する子会社としてテレビウォッチャー株式会社(現パイルアップ株式会社)を設立 |
| 2012年10月 | テレビウォッチャー株式会社をデータニュース株式会社に商号変更 |
| 2013年8月 | 本社を東京都渋谷区南平台町に移転 |
| 2014年6月 | 中華人民共和国香港特別行政区にNeo Marketing Asia LIMITEDを開設 |
| 2015年4月 | スマホ向けアンケートアプリ「アイリサーチforスマートフォン」のサービス提供を開始 |
| 2015年5月 | 沖縄県那覇市にマーケティングセンター「沖縄なはマーケティングラボ」を開設 |
| 2015年11月 | BtoBマーケティング支援事業を展開する株式会社セールスサポートの全株式を取得し子会社化 |
| 2017年7月 | 兵庫県三田市に関西オフィスを開設 |
| 2018年10月 | 大阪府大阪市中央区に大阪営業所を開設 |
| 2019年1月 | 宮城県仙台市青葉区に仙台営業所を開設 |
| 2019年2月 | データニュース株式会社をパイルアップ株式会社に商号変更 |
| 2021年2月 | Neo Marketing Asia LIMITEDの清算結了 |

3 【事業の内容】

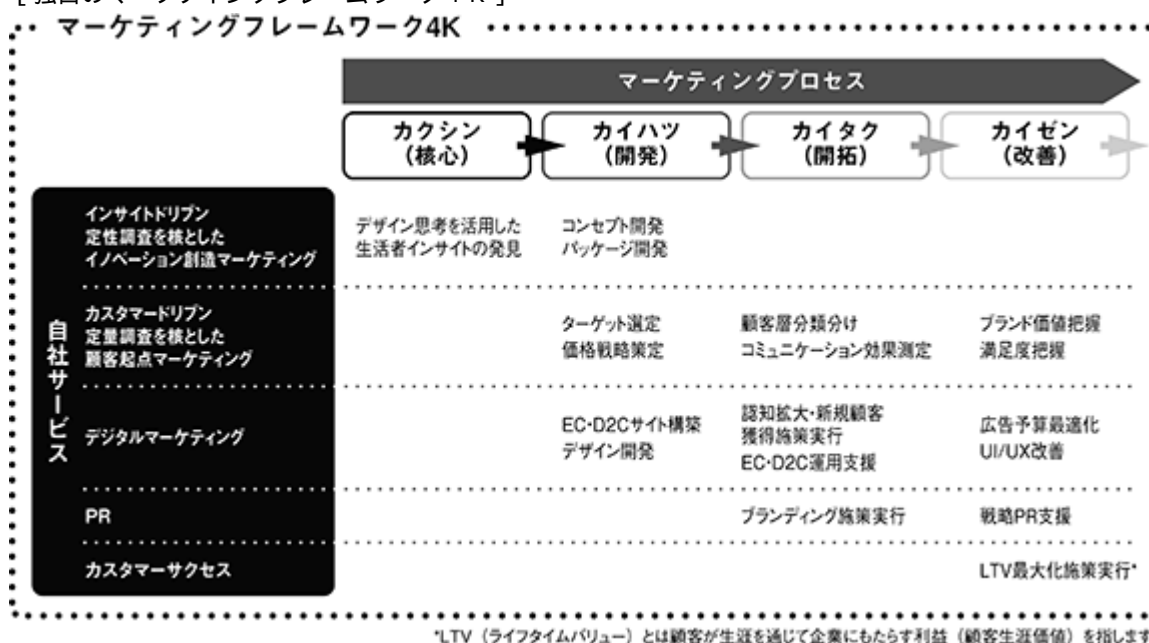
当社グループは、「人と企業の架け橋となる価値ある情報サービスを提供し、人々の生活向上と社会発展に貢献する」という経営理念のもと、マーケティング支援事業を行っております。「生活者起点のマーケティング支援」というコンセプトのもとに挑戦し続けてきたことにより、マーケティング領域におけるノウハウ、経験、データを蓄積してまいりました。

当社グループは、当社と連結子会社3社（株式会社セールスサポート、パイルアップ株式会社、NEO MARKETING ASIA LIMITED）で構成されております。

当社グループはクライアント企業のマーケティングプロセスを4つのプロセスに分けて考察したうえでサービスを提供しております。マーケティングプロセスとは一般的に企業が市場調査を実施し、市場調査結果を基に商品を開発し、開発した商品を宣伝し、宣伝効果や効果の結果もたらされた売上等の成果を検証していくという一連のプロセスのことを指します。

それぞれのプロセスごとに適切なマーケティング施策を、各サービスと対応するかたちで考案した、独自の「マーケティングフレームワーク4K」を開発しております。独自フレームワークを活用してクライアント企業のマーケティングプロセス全般に渡って、一気通貫でサービス提供出来ることを特長としています。

[独自のマーケティングフレームワーク4K]



「4K」とは、生活者インサイトの発見(カクシン)から商品開発(カイハツ)、販売促進(カイク)から各施策の改善(カイゼン)までを指します。

クライアント企業は、当社のインサイトドリブン（定性調査を核としたイノベーション創造マーケティング）やカスタマードリブン（定量調査を核とした顧客起点マーケティング）といったマーケティングサービスによって、商品やサービスを開発します。商品やサービスが市場に上市された後は、当社はデジタルマーケティングやPRでプロモーションし、カスタマーサクセスによって顧客のクライアント企業に対するロイヤリティを高めるよう、支援します。一連のマーケティングプロセス全般に渡って、クライアント企業に寄り添い、マーケティング活動を統合的に支援出来る体制を構築しております。創業以来累計で約2,000社強の取引実績があるため、新規顧客からの売上に加えて、既存顧客に対するクロスセル(複数サービスの提供)・アップセル(案件単価増大)にも努めております。

一連のマーケティングプロセスの中で実施されるそれぞれの施策を、生活者起点で実行していくことも大きな特長の一つです。生活者起点とは「生活者にとって必要な商品やサービスとは」、「生活者にとって好ましいコミュニケーションとは」、「生活者にとって必要な情報とは」、といった視点を最重要視し、その視点をマーケティング戦略に反映していくことです。

この「生活者起点のマーケティング支援」を実現するためのインフラとして独自のマーケティングプラットフォームを運営しております。当社独自で運営する生活者パネル()「アイリサーチ」は55万人(2020年10月時点)の登録者があり、自宅に居ながらご自身のPCやタブレット、スマートフォンを使用して企業からのマーケティング上のタスク依頼に応えることで報酬を得られる仕組みを構築しております。『アイリサーチ』は全登録者における性別・年齢・居住地といった属性情報の比率が、インターネット人口における比率に近似することに配慮して構成された生活

者パネルであり、属性の偏りを極力排除したパネル構成となるよう努めております。提携会社とのパネル連携により、のべ1,983万人以上(2020年10月時点)の生活者パネルを活用することが可能となっております。

生活者パネルの情報を収集し分析することで得られるデータを基に、一連のマーケティングサービスを「マーケティングフレームワーク4K」に基づいて提供しております。『アイリサーチ』は当社が生活者起点のマーケティング支援事業を展開するうえで基礎となるサービスインフラとなっております。デモグラフィック情報（年齢、収入、職業）やジオグラフィック情報（住居、勤務地）を基にデータベースから案件ごとに必要となるマーケティング対象者を抽出出来る点が特長です。例えば、埼玉県在住で年収500万円の男性看護師といった条件で対象者を抽出することが可能です。

これらの強みを最大限に活かし、お客様の課題を本質的に解決し、お客様の事業を成功に導くためのサービスを開発し続けることによって、世の中に良い商品や素晴らしいサービスが溢れ、企業は成功し、人々の生活が豊かになる社会を実現していくことを目指しております。

当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、個別サービスを整理し以下のとおり記載いたします。

生活者パネルとは、企業が実施する市場調査等のマーケティング活動に協力することに承諾し登録された、一般消費者のパネルネットワークです。登録者には協力した度合いに応じて企業から謝礼が支払われます。

(1) カスタマードリブン

生活者パネルから収集した定量的データを数値化し分析する、定量調査を核とした顧客起点マーケティングです。

特長はマーケティング施策に実効性高く活用できるよう顧客を分類(優良顧客・一般顧客・離反顧客・非購入者・非認知者)し、顧客が商品やサービスを知ってから最終的に購入するまでの行動・思考・感情等(カスタマージャーニー)を解析することにより、顧客起点のプロモーション施策の戦略立案・実行後の検証までをクライアントに提供出来る点です。

当社のサービスは何れも生活者の情報を収集し、生活者の理解をベースにマーケティング戦略を立案しておりますが、この定量調査を核としたサービスを特に「カスタマードリブン」と呼んでおります。

(2) インサイトドリブン

生活者パネルの中から最適な対象者を抽出し、インタビューや行動観察(実際に商品を使用している姿の観察)を実施することで、数値では計測出来ない潜在的な意識を明らかにします。定性調査を核とした、生活者自身が気づいていない意識下に存在している人を動かす隠れた心理(インサイト)を発見するのに適したマーケティングサービスです。

特徴的な事例としては、ユーザー自身も気づいていない本質的なニーズの発見やイノベーションを引き出すために、仮説や検証を重視する実験的思考法をベースとし、エクストリームユーザー(極端な消費者)の行動観察調査を実施します。これによりインサイトを発見し、発見したインサイトを起点に当社グループでアイデア・コンセプト、プロトタイプまで創り上げクライアントに提案をするといったものがあります。

(3) デジタルマーケティング

デジタルマーケティング戦略設計にあたり、生活者に対する理解をベースにWeb広告に関する戦略立案から作成、運用、効果検証まで一貫してデジタルを通じた生活者との対話を設計・実行するサービスです。当社グループのメイン顧客層である製造業にはD2C(自ら企画生産した製品を生活者にダイレクトに販売する手法)支援サービスとして、世界で最も利用されているECプラットフォームであるShopifyを利用し、クライアントに代わって当社グループでECサイトの構築から集客・運用まで一貫通貫で支援しております。

(4) PR

認知拡大・ブランディングを目的としたPR支援サービスです。特徴的な事例としては、Evoked Set()を指標とし、クライアントの目指すあるべきブランド像や世界観を、当社グループでメディアリリースを作成し、カスタマードリブンサービスによって明確化したターゲットに対して、ニュースや記事を通じて届けるといったものがあります。

Evoked Setとは消費者が購買行動の前に購入検討の対象として頭の中に思い出すブランドの組み合わせのこと。

(5) カスタマーサクセス

クライアント企業の顧客を成功させる為に、クライアントが提供している商品やサービスの価値を最大限に引き出せるよう支援するサービスです。購入・契約後の顧客にさまざまな方法で働きかけ関与することにより、商品やサービスを使って顧客が実現したいことを支援します。解約率の低減、リピート率の向上、アップセル、好意的なクチコミの醸成といった、クライアントが求める成果を実現するための戦略を立案し施策を実行するサービスです。

沖縄県那覇市と沖縄県石垣市にカスタマーサクセスセンターの拠点を設けており、電話・メールによる顧客対応はもちろん、AIチャットボットの品質評価やサブスクリプションモデルの課金ユーザー離脱防止プログラムにも対応しております。

(6) B to B マーケティング支援サービス

累計導入企業数約50,000社の企業リスト収集ツール「Urizo」を提供し、企業間のマーケティング活動や営業活動の支援を行っております。クライアントからは、他社と比べて使いやすい操作性、費用対効果、長期間のサービス提供による信頼感から支持されており、企業への新規アプローチやリード獲得を強力に支援する自社独自開発ツールです。

「Urizo」は、ソフトウェアを提供するSaaS型()、月額課金のサブスクリプションモデル、法人顧客を対象としたBtoBのサービスモデルを特徴としております。

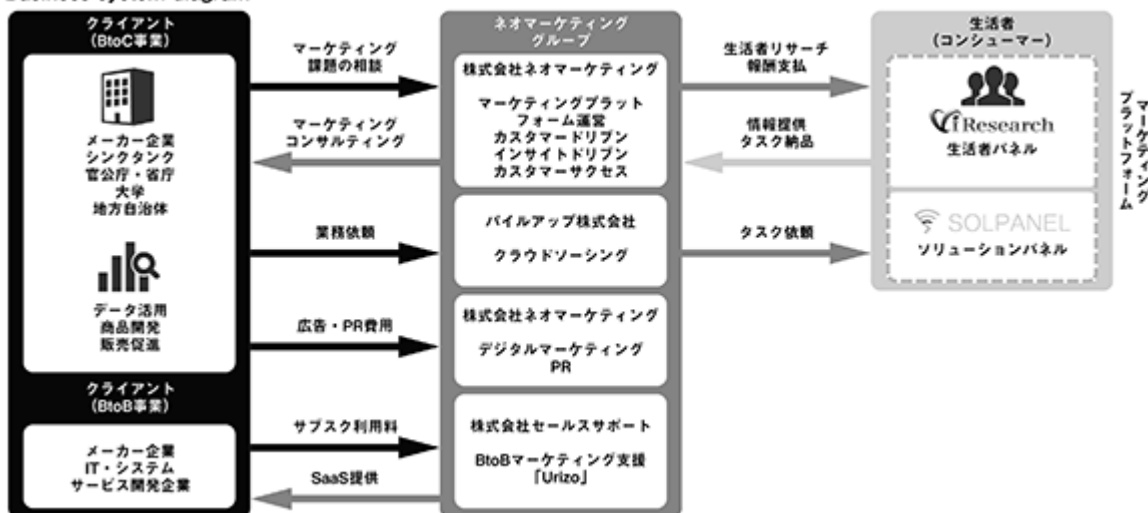
SaaS型とは、従来のソフトウェアのようにパッケージとして販売するのではなく、ソフトウェアの機能をインターネット上でサービスとして提供する販売形態です。

(7) クラウドソーシング

人を活用したクラウドソーシング()やマーケティングサポートを提供するために、当社が運営する会員組織のプラットフォーム『SOLPANEL（ソルパネ）』（2020年10月現在約6,000名）を利用して不特定多数の人に業務を依頼することができる仕組みを構築しております。

クラウドソーシングとは、インターネットを介して不特定多数の人々に業務を委託するアウトソーシングの一種です。

[事業系統図]
Business system diagram



4 【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金 (千円) | 主要な事業 の内容 | 議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%) | 関係内容 |
|---|--------------------|-------------|-----------------|--------------------------------|--|
| (連結子会社) パイルアップ株式会社 (注) 2 | 東京都渋谷区 | 8,000 | マーケティング 支援事業 | 100 | 資金援助：あり 役員の兼任：あり 営業上の取引：あり 当社で運営している マーケティングプラッ トフォームを一部共有 |
| 株式会社セールスサポート | 東京都渋谷区 | 1,500 | マーケティング 支援事業 | 100 | 資金援助：なし 役員の兼任：あり 営業上の取引：あり 当社のWebマーケティ ングサービスの販売及 び当社からリスト収集 の業務委託 |
| NEO MARKETING ASIA LIMITED (注) 2, 4 | 中華人民共和国 香港特別行政区 | 150 千米ドル | マーケティング 支援事業 | 100 | 資金援助：なし 役員の兼任：あり 営業上の取引：なし |

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社であります。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. NEO MARKETING ASIA LIMITEDは、2021年2月19日をもって清算終了しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年2月28日現在

| セグメントの名称 | 従業員数(人) |
|-------------|---------|
| マーケティング支援事業 | 80 (51) |
| 合計 | 80 (51) |

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントであります。

(2) 提出会社の状況

2021年2月28日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(円) |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 75(51) | 34.22 | 4.54 | 4,666,468 |

| セグメントの名称 | 従業員数(人) |
|-------------|---------|
| マーケティング支援事業 | 75 (51) |
| 合計 | 75 (51) |

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、マーケティング支援事業の単一セグメントであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、以下の経営理念・ビジョン・アイデンティティ・事業コンセプトを策定し全従業員で共有しております。

| | |
|----------|--|
| 経営理念 | 人と企業の架け橋となる価値ある情報サービスを提供し、人々の生活向上と社会発展に貢献する |
| VISION | Make everyone Wonderful 私たちは人の心を満たす商品・サービスがあふれる社会を目指している |
| IDENTITY | Professional team for client success 私たちは生活者の喜びのために顧客を成功に導くプロフェッショナル集団である |
| CONCEPT | Customer driven marketing 生活者起点のマーケティング支援会社 |

当社グループは、「人と企業の架け橋となる価値ある情報サービスを提供し、人々の生活向上と社会発展に貢献する」を経営理念に掲げ、会社を永続的に存在させ、顧客と社会に貢献出来る組織として成長し続けることを主題に置いております。お客様の課題を本質的に解決し、お客様の事業を成功に導くためのサービスを開発し続けることによって、世の中に良い商品や素晴らしいサービスが溢れ、企業は成功し、人々の生活が豊かになる社会を実現していくことを目指しております。現代の成熟社会では商品やサービスを開発する際に優位な差別化が困難になっておりますが、お客様と共にイノベーションを共創できるよう新規事業開発を行っております。

(2) 経営戦略等

当社グループは、クライアントのマーケティングプロセスを一気通貫でサポート出来るサービス体制の強化と優良な地方企業の開拓を積極的に行っていくことを中期経営計画(2021年9月期～2023年9月期)として掲げております。

中期経営計画では、計画1期目の売上目標を2021年9月期18.2億円としており、達成するために次の3つの活動に注力することを基本的な戦略としております。

(基本戦略)

マーケティングコンサルタントの増加

当社グループにとってマーケティングコンサルタントを安定的・継続的に採用し育成していくことが、顧客企業に手厚いサポートを実施出来る体制を構築するうえで大きな課題となります。

当社グループでは、人材こそ最重要の経営リソースと位置付け、新卒・中途を問わず採用から教育、エンゲージメント向上まで一貫した施策を実行しておりますが、一連のプロセスをブラッシュアップし、さらなる競争優位性を獲得してまいります。

顧客数の増大

定期的なウェブセミナーを開催し参加者へのアプローチ、自主調査結果・ホワイトペーパーをダウンロードいただいた見込客への提案、インサイドセールスの強化、Evoked Setメディア()運営を通じての情報発信等の集客施策を実施し問い合わせや引き合いを増加させるとともに、顧客数を増大してまいります。

また、地方拠点の設置も視野に入れた営業活動により、優良な地方企業の開拓を積極的に行ってまいります。

消費者が商品やサービスを購入する前に検討の対象として頭の中に想起するブランドの組み合わせについて、調査結果を掲載しているウェブサイト。

顧客単価の増大。

当社の戦略はマーケティングプロセスの開始地点である、生活者インサイトの発見において顧客企業と接点を持ち、取引がスタートした後は、商品開発やプロモーション・効果測定といった後に続く工程においても顧客企業と伴走し、顧客1社あたりの取引単価を最大化していくことにあります。それを実現するために、当社グループの営業担当となるマーケティングコンサルタントがクライアントとの窓口となり、クライアントが抱えるマーケティング課題に対し、当社が独自に開発した『マーケティングフレームワーク4K』に基づいて最適な解決策

を提案しております。一人のマーケティングコンサルタントが複数のクライアントを担当し、クライアントごとに最適なマーケティング支援サービスを提案できることが強みであるため、「マーケティングフレームワーク4K」の教育を徹底し、提案機会を創出することで取引量を増加させてまいります。

(3) 経営環境

近年とみに、生活者の趣味嗜好やライフスタイルの複雑化、多様化がすすみ、さらにウイルスと共生していくWithコロナ時代に突入したことにより生活者意識や購買行動が大きく変化しております。それに伴い流行や商品サイクル・サービスサイクルの短命化に拍車がかかっております。企業活動においても製品開発、価格・コンセプト決定、チャンネル構築、販売促進というあらゆるフェーズで戦略を策定しにくい環境になっており、生活者のニーズやインサイトを的確に捉え、売れる商品、成功するサービスを生み出すことが難しくなっていると当社は考えております。変化が激しく不確実性の高い時代であるからこそ、当社グループに期待される使命や役割はより一層大きなものになりマーケティングサービスへの需要は拡大していくと考えております。

当社グループの主なサービスが該当するデジタルマーケティング業界、マーケティングリサーチ業界、PR業界はいずれも市場が成長基調にあり、とりわけデジタルマーケティング業界はデジタル化の推進やD2C（自ら企画生産した製品を生活者にダイレクトに販売する手法）の普及に伴って大きな成長が見込まれる市場となっています。当社は成長市場に属する各サービスを、独自の「マーケティングフレームワーク4K」に基づいて一気通貫で提供可能な点が特長となっております。この優位性を活かして2,000社超の既存顧客基盤に対して当該サービス提供を加速し顧客単価を増大してまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、高い成長性及び収益性を確保する観点から、売上高営業利益率とROEを重要な経営指標としておりました。今後は、より高い成長性及び収益性を確保する観点から、「顧客数」「顧客単価」「マーケティングコンサルタント人員数」を重要な経営指標とし引き続き事業を推進してまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、顧客単価の増大・顧客数の増大・マーケティングコンサルタントの増加の3つの活動に注力することを基本的な経営戦略としており、変化の激しい経営環境のなかで常に新しいマーケティングソリューションを産み出し続けることによって着実に成長を続けております。今後も、顧客と共にイノベーションを創造し価値ある情報サービスを提供することにより事業規模の拡大を推進するためには、この3つの基本的な経営戦略を優先的に対処すべき事業上の課題とし、以下のとおり重点的に対処してまいります。

顧客単価の増大

顧客最優先と品質至上を徹底し、信頼性を高め、価値ある製品とサービスを提供します。具体的には、社会が急激にデジタルトランスフォーメーションに舵を切り、インフラやデバイスの技術革新が激しい環境の中で、継続的に価値ある製品とサービスを提供し続けるためには、新技術の有用性を見極めと適時の対応を行うことが重要であると考えております。当社グループは、次々と登場する新技術やデバイスを吟味し応用していくことが重要であると認識し、必要な対応や積極的な投資を行ってまいります。

顧客数の増大

当社グループが、安定的に新規取引先を増やし成長していくためには、当社グループが見込顧客と接点を持つきっかけとして、お問い合わせをしていただくための導線や仕掛けの構築を含めた自社のマーケティング活動が新規顧客獲得のための重要なファクターになります。自社メディアを活用した導線強化や見込顧客を顧客化していく仕組みの構築に取り組んでまいります。

また、当社グループが見込顧客から指名されて業務を委託いただく、あるいは企画コンペティションに参加する確率を上げるためには、知名度を相当程度向上させていく必要があると認識しております。自社の強みを明確化しブランディングと知名度を向上すべく取り組んでまいります。

マーケティングコンサルタントの増加

当社グループの成長には、質の高い提案を行うことができるマーケティングコンサルトの増加が重要となりますが、当社グループが提供するサービスについての知識やノウハウを吸収し、顧客に対する提案力を向上させていくためには相当程度の時間を要することが課題となっております。そのため、当社グループの提供するサービスに適応力の高い優秀な人材を採用するため、求人媒体による採用活動だけでなくリファラル採用や人材紹介会社からの紹介による採用にも積極的に取り組んでまいります。また、採用した人材をいち早く戦力化するための社内教育体制の構築に取り組んでまいります。

当社グループは、優先的に対処すべき財務上の課題として、資本コストを上回る高い自己資本利益率(ROE)の実現と、安定的かつ継続的な株主還元の充実を目指すため、以下のとおり重点的に対処してまいります。

収益性の向上

事業上の重点経営課題への取組みを積極的に推進する中で、必要な設備投資・システム投資については積極的に実施する一方で、グループ全社を挙げて、合理化・効率化等によるコスト削減に取組み、収益性の向上を図ってまいります。

財務基盤の強化

売掛金の回収促進により必要運転資金の最小化を図るとともに、投資効率の更なる向上に努めることで資産効率を高め、財務基盤の強化を図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる事項を以下に記載しております。投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の蓋然性がある全てのリスクを網羅的に記載しているものではありません。また、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、顕在化した場合に当社グループの事業、業績及び財務状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため、記載しておりません。

(1) 事業運営上のリスク

人材の確保と維持について

当社グループは、業容の拡大に伴って各分野における一定水準以上の専門知識やスキルを有するマーケティングコンサルタントを確保していくことが重要だと考えております。もっとも必要な人材の確保が計画どおりに進まない場合や、重要な人材が退職した場合には、競争力が低下したり事業拡大に制約がかかる可能性があり、その結果、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。そこで、当社グループでは、新卒採用だけでなくリファラル採用や中途採用を積極的に進めるとともに、社内公募による上級職への挑戦や他部署への異動等、既存の従業員に対しても新たなチャレンジの機会を提供し、従業員のモチベーション・満足度を高める施策を実施しております。

なお、当社グループでは、事業の競争優位性を維持するため、人材の教育に時間と費用をかけて取り組んでいるため、現時点でリスクが顕在化する可能性は低いと考えておりますが、短期間に複数名のマーケティングコンサルタントの退職が発生した場合は、一時的に人材の確保や中途入社の人材のマーケティングコンサルタントの教育効果が十分に出ず、売上及び売上総利益の減少により当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

生活者パネルを確保できないリスクについて

当社グループでは、自社開発のアイリサーチのサイトを用いて生活者パネルを確保しております。現時点では、一定数の生活者パネルの登録を維持できているためリスクが顕在化する可能性は低いと考えておりますが、今後も一定数の生活者パネルの登録を維持するためにはアイリサーチの競合となる他社サイトと同水準かそれ以上のポイントを付与する必要があり、競合となる他社サイトよりも優位性を示すことができなければ、生活者パネルの確保が進まず、一定数の生活者パネルの登録を維持が出来なくなる可能性があります。その結果、生活者パネルが不足し、案件を受注することができず、売上及び売上総利益の減少により当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、アイリサーチだけでは、生活者パネルを十分に確保できない場合、顧客へのサービス提供に必要な生活者パネルを複数のパートナー企業と連携しながら相互に調達する仕組みを構築しております。当社グループと協力関係にあるパートナー企業に不測の事態が生じまたは何らかの理由により連携が出来なくなった場合にも、顧客へのサービス提供基盤が脆弱になり生活者パネルが不足し、案件を受注することができず、売上及び売上総利益の減少により当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業について

当社グループは事業規模の拡大及び収益基盤の強化のため、今後も新サービスや新規事業の展開に積極的に取り組んでまいります。もっとも、新サービスや新規事業への取り組みを開始してから安定的な収益を生み出すまでに通常であれば半年から1年程度を必要とし、かつ、その過程において人材の採用やシステム開発等の追加的投資が必要になります。

また、新サービスや新規事業については、事業のレピュテーションリスクにも留意して組織横断的なリスクの洗い出し・評価・対応策の検討を行っております。

現時点で、業績に影響を及ぼす新サービスや新規事業の計画がないことからリスクが顕在化する可能性は低いと考えておりますが、今後新サービスや新規事業が計画及び実施され、計画通りに進まない場合は見込んでいた売上高を計上できず、かつ、回収できなくなった投資額を損失に計上せざるを得なくなり、売上及び売上総利益の減少、特別損失の計上により当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

M&Aに関するリスクについて

当社グループは、成長戦略の一つとして、既存事業の関連分野におけるM&Aを検討・実施しております。現時点で、業績に影響を及ぼすM&Aの計画がないことからリスクが顕在化する可能性は低いと考えておりますが、今後M&Aが実施され、その後における事業環境の急速な悪化や想定外の事態の発生等により、取得した事業の損益が当初の目標どおりに推移しない可能性、のれんの減損が必要になる等、特別損失の計上により当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

季節変動要因について

当社グループは、例年の傾向として多くの企業の決算月付近である2～3月に売上高が増加する傾向にあるため、当社グループの売上高には一定の季節変動があります。2020年9月期には、第2四半期（2020年1月～3月）の売上構成比率は32.3%となっており、通期の業績に占める第2四半期会計期間の比重が他の四半期会計期間に比べ相対的に高くなっております。

当社グループは、決算月の異なる顧客を含む幅広い顧客層の開拓に取り組み、年間を通じたサービスの平準化に努めておりますが、季節変動の傾向は現時点では解消されておりません。そのため、第2四半期累計期間の業績と同程度の利益等が第3四半期以降の6か月間で獲得できないリスクが顕在化する可能性は、前期実績と同程度は発生する可能性があります。

また、現状の取引実績ではリスクが顕在化する可能性は低いと考えておりますが、来期以降第2四半期会計期間において、顧客のマーケティング支援需要の低下や当社の営業活動阻害要因等が発生した場合は、売上及び売上総利益の減少により通期の業績に影響を与える可能性があります。

なお、2020年9月期における四半期ごとの業績は次の通りです。

| | 2020年9月期 (2019年10月1日～2020年9月30日) | | | | |
|---------|-------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|
| | 第1四半期 (10～12月期) | 第2四半期 (1～3月期) | 第3四半期 (4～6月期) | 第4四半期 (7～9月期) | 合計 (通期) |
| 売上高(千円) | 336,221 | 461,336 | 287,539 | 342,458 | 1,427,555 |
| 構成比(%) | 23.6 | 32.3 | 20.1 | 24.0 | 100.0 |

小規模組織であることについて

当社グループの組織は小規模であり、内部管理体制も企業規模に応じたものとなっております。その結果、今後の成長に伴う事業規模の拡大によっては、適切かつ十分な組織対応ができない状況も想定されます。

また、特定の人員に過度に依存しないよう、優秀な人材の確保及び育成により経営リスクの軽減に努め、今後の業容拡大を見据えて内部管理体制のさらなる充実を図る方針です。

経済情勢について

当社グループが行うマーケティング支援事業は、十分な検討を重ねた上で展開を図っておりますが、予期せぬ日本国内外の経済状況、各業界の動向、各企業の経営成績やマーケティング予算、広告代理店の広告取扱高の変動等による影響を受ける可能性があります。当社グループの売上の大部分を占める日本では、消費税率の増加や政府・日本銀行の政策・世界経済の動向等によって、個人消費の減速や企業活動の停滞が発生する可能性があり、当社グループの顧客の商品・サービスの市場規模や活動が縮小し又は停滞する場合には、当社グループのサービスに対する需要が減退する等、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは、今後の事業規模の拡大にあわせて、人件費が増加することが見込まれますが、人件費は固定費であることから、景気の変動等で急激に需要が縮小した場合は、結果として相対的に人件費の負担が増加し、当社グループの利益を損なう可能性があります。

(2) 偶発的リスク

システム障害に関するリスクについて

当社グループの事業は、サービスの基盤をインターネット通信網に依存しております。そのため、大規模なシステム障害が発生した場合には、サービスの提供に支障をきたし、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。そこで、顧客へのサービス提供が妨げられるようなシステム障害の発生やサイバー攻撃によるシステムダウン等の発生に備えて、稼働状況の監視等を実施しております。

情報セキュリティ及び個人情報漏えいに関するリスクについて

当社グループは「個人情報の保護に関する法律」における個人情報取扱事業者として同法の適用を受けております。現在、当社グループの主要なサービスの利用にあたっては会員登録を求めており、氏名、性別、年齢、居住地等の個人を特定出来る情報を取得しております。これらの情報の管理について、当社グループでは「プライバシーマーク」及び「ISO27001」の認証を取得し、個人情報や機密情報の保護に最大限の注意を払い、法令並びに行政機関のガイドラインを遵守し、適切な管理を行っております。

しかしながら、BOT型ウイルス()や不正な手段による外部からのシステムへの侵入、システムの瑕疵、役職員の過誤、自然災害等による情報流出の可能性は皆無とは言えず、情報が流出した場合には社会的信用の低下等に直面し当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。このため、当社グループは、社内に専門組織を設置し、各種認証の取得や情報セキュリティ教育を推進するとともに、ビジネス基盤におけるセキュリティ対策を随時実施し、情報管理体制の強化に努めております。

BOT型ウイルスとは、コンピュータを外部から遠隔操作するためのコンピュータウイルスです。

新型コロナウイルス等の感染症に伴うリスクについて

当社グループは、クライアントにマーケティング支援サービスを提供する企業として事業活動を継続し社会機能を維持する役割を果たすため、新型コロナウイルス感染症等に対応するための行動基準を整備しております。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応においては、迅速な情報収集と適切な対応に努めるとともに、従業員に対してはリモートワークの活用といった体制の整備を通じて感染防止に努めております。

しかしながら、従業員やクライアントの罹患等により営業活動に制約が生じた場合、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害等のリスクについて

当社グループは全国の生活者パネルを組織化し、そこから収集した情報を活用していくことを事業の一つの柱としております。地震、火災等の自然災害や、戦争、テロ等により、当社グループにおいて人的被害または物的被害が生じた場合、または、外部通信インフラ、コンピュータネットワークに障害が生じた場合等の事由によって当社グループの業務の遂行に支障が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループにおいては、自然災害等が発生した場合に備え、事業継続計画の策定等有事の際の対応策検討と準備を推進しておりますが、各種災害等の発生による影響を完全に防止できる保証はなく、各種災害等による物的、人的損害が甚大である場合には事業の継続自体が困難又は不可能となる可能性があります。

(3) その他のリスク

財務報告に係る内部統制に関するリスクについて

当社グループは、財務報告の信頼性に係る内部統制の整備及び運用を重要な経営課題の一つとして位置づけ、グループを挙げて管理体制等の点検・改善等に継続的に取り組んでおります。しかし、内部統制報告制度のもとで当社グループの財務報告に係る内部統制に重要な不備が発見される可能性は否定できず、また、内部統制には本質的に内在する固有の限界があるため、今後、当社グループの財務報告に係る内部統制が有効に機能しなかった場合や財務報告に係る内部統制に重要な不備が発生した場合には、当社グループの財務報告の信頼性に影響が及ぶ可能性があります。

資金使途について

上場時の公募増資等により調達した資金の使途については、十分な検討を重ねた上で主に当社グループ及び当社グループのサービスの知名度向上のための広告宣伝費、専門性の高い優秀な人材の確保に係る採用費及び人件費、マーケティングサービスの強化及びブラッシュアップのための投資等に充当する予定であります。しかしながら、急激な経営環境の変化が生じ、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても想定した投資効果が得られない可能性があります。

知的財産権について

当社グループによる第三者の知的財産権の侵害の可能性については、調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社グループの事業領域に関する第三者の知的財産権を完全かつ網羅的に把握する事は困難であり、認識せずに第三者の知的財産権を侵害してしまう可能性は否定できません。かかる事態が発生した場合には、損害賠償

請求やロイヤリティの支払い要求等が行われることにより、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。将来的には、各期の財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討してまいります。現時点において配当の実施及びその実施時期等については未定であります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、株主価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の役職員に対して新株予約権を付与しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式は165,200株であり、発行済株式総数の6.7%に相当しております。

これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

第21期連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(資産)

当連結会計年度末の総資産につきましては、982,064千円となり、前連結会計年度末に比べ151,167千円増加いたしました。これは主に、既存顧客からのリピート売上及び新規獲得顧客からの売上が順調に推移したことにより、カスタマードリブサービス売上、インサイトドリブサービス売上が伸長したことにより現金及び預金が151,674千円、受取手形及び売掛金が7,416千円増加したことによるものです。

(負債)

当連結会計年度末の負債につきましては、770,176千円となり、前連結会計年度末に比べ95,706千円増加いたしました。これは主に、前連結会計年度に発生した事業譲受に伴う譲渡代金が支払われたことにより未払金が140,382千円減少した一方、カスタマードリブサービス売上、インサイトドリブサービス売上の伸長等に伴い親会社株主に帰属する当期純利益の増加により未払法人税等が42,969千円増加し、未払消費税が47,977千円増加するとともに、新型コロナウイルス禍における運転資金として長期借入金が134,701千円増加したことによるものです。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産につきましては、211,887千円となり、前連結会計年度末に比べ55,460千円増加いたしました。これは主に、カスタマードリブサービス売上、インサイトドリブサービス売上の伸長等に伴い親会社株主に帰属する当期純利益が増加したことにより利益剰余金が116,650千円増加した一方で、自己株式の取得が61,000千円あったためです。

第22期第1四半期連結累計期間(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

(資産)

当第1四半期連結会計期間末の資産につきましては、997,894千円となり、前連結会計年度末に比べ15,829千円増加いたしました。これは主に、冬季賞与の支払い及び法人税等の支払による現金及び預金が63,019千円減少し、減価償却の進行に伴い固定資産が7,747千円減少したものの、カスタマードリブサービス売上、インサイトドリブサービス売上の売上が順調に推移したこと等に伴い受取手形及び売掛金が54,062千円増加し、仕掛品が27,716千円増加したことによるものです。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末の負債につきましては、729,480千円となり、前連結会計年度末に比べ40,696千円減少いたしました。これは主に、夏季賞与引当金が9,920千円増加したものの、法人税等の支払いにより未払法人税等が17,732千円減少し、借入金の返済により長期借入金が29,676千円減少したことによるものです。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産につきましては、268,413千円となり、前連結会計年度末に比べ56,525千円増加いたしました。これは主に、カスタマードリブサービス売上、インサイトドリブサービス売上の売上が順調に推移したこと等に伴い親会社株主に帰属する四半期純利益を55,782千円計上したためです。

経営成績の状況

第21期連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

当連結会計年度におけるわが国経済は、2019年10月における消費税増税により個人消費が伸び悩む中スタートしました。2020年に入り、新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界的に経済活動は停滞し、景気が急速に悪化したことから、先行きは著しく不透明な状況にあります。

当社においては、新型コロナウイルスの感染拡大に対し、従業員の安心・安全を守る施策として全従業員へ毎日の非接触型検温測定と全社的な在宅勤務の推奨、それに伴い従業員の在宅勤務を可能にするための機器及びルールの整備と体制の構築等の対策を進めてまいりました。

業務面・受注面における影響として、対面型のインタビュー調査や会場調査が実施できず延期になるといった事象や、一部のお客様において予定されていたプロモーション時期が変更されるといった事象が発生いたし

ました。これらの事象は、当事業年度におきましては一時的に業績を押し下げる要因として働きましたが、中長期的には社会がWithコロナ時代に適合していく過程の中で、変化した生活者の意識や消費行動を捕捉していく必要性から、当社が提供するマーケティングサービスの需要が喚起されるものと予想しております。

当社がサービスを提供するマーケティング関連市場においては、新型コロナウイルスに対応する施策として拡大しているテレワークやオンラインミーティングへの社会的要請とも相まって、社会全体に変革を起こすDX（デジタル・トランスフォーメーション）という概念が浸透いたしました。当社の顧客の中心であるメーカー企業においては、コロナウイルス禍の中で既存の流通・販売チャネルへの依存度を低減する試みとして、自社のECサイトを活用して直接消費者に製品を販売するD2C（ダイレクトtoコンシューマー）という形態を本格的に模索し始めており、急速に市場環境が変化しております。

このような状況の中、消費者調査の結果をもとにメインターゲットの設定とブランドの在り方にふさわしいコミュニケーションを設計したうえでShopifyのサイトを構築する支援を開始いたしました。サイト構築後は設計に基づきコンバージョン獲得のためのデジタルマーケティング施策を提供することでお客様のD2C施策をトータルでサポート出来るサービスに進化させる等、当社の根幹であるマーケティング支援事業の事業基盤確立のため、直面する課題に応じて事業の変革とブラッシュアップに努めて参りました。

営業面での取り組みにおいては、オンラインWEBセミナーを実施出来るシステムと仕組みを構築し、非対面において当社のサービスを提案し見込み顧客を獲得する施策を実施いたしました。

以上の取り組みの結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,427,555千円（前年同期比26.1%増）、営業利益173,600千円（同750.8%増）、経常利益173,652千円（同782.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益116,650千円（同1,353.2%増）となりました。

なお、当社グループはマーケティング支援事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

第22期第1四半期連結累計期間(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

当第1四半期連結累計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大傾向が再燃しており、多くの産業において経済活動の縮小・停滞などの影響が継続しております。各種の経済対策などにより株価を含めた経済指標の持ち直しの傾向もみられましたが、世界的に見ても感染症の拡大傾向は継続しており、依然として国内外における経済的な見通しは不透明な状況が続いております。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当社グループにおいては、従業員の安全・安心を守る施策として、始業前の全従業員への非接触型検温測定の義務付け、二酸化炭素濃度測定器導入による換気と密の回避、全社的なテレワークの推奨とそれに向けての機器及びルールの整備・体制の構築等の対策について、グループ丸となって取り組んでまいりました。

当社グループのメインの顧客層である製造業のお客様においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響は他業種との比較において軽微であり、現時点の経済活動状況を前提とした場合に当社グループが業績面において受ける影響は限定的と考えております。中長期的には社会がWithコロナ時代に適合していく過程の中で、変化した生活者の意識や消費行動を捕捉していく必要性から、当社グループが提供するマーケティングサービスの需要が喚起されていくものと予想しております。

当社グループがサービスを提供するマーケティング関連市場においては、新型コロナウイルスに対応する施策として拡大しているテレワークやオンラインミーティングへの社会的要請とも相まって、社会全体に変革を起こすDX（デジタル・トランスフォーメーション）という概念が浸透いたしました。当社グループの顧客の中心である製造業のお客様においては、コロナウイルス禍の中で既存の流通・販売チャネルへの依存度を低減する試みとして、自社のECサイトを活用して消費者に製品を直接販売する、D2C（ダイレクトtoコンシューマー）という形態に取り組み始めており急速に市場環境が変化しています。

このような状況の中、消費者調査の結果をもとにターゲットとブランドコミュニケーションを設計しShopifyの株式会社ネオマーケティングサイトを構築するD2C支援サービスの提案活動に注力する等、デジタルマーケティングサービスのブラッシュアップに努めてまいりました。

営業面での取り組みにおいては、マーケティングコンサルタントが顧客に対し包括的・統合的なマーケティングソリューションを提案出来る組織体制に移行し、既存のお客様に対して、独自に開発した「マーケティングフレームワーク4K」に基づいてクロスセル・アップセルの提案活動を実施いたしました。

以上の取り組みの結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高415,522千円、営業利益89,105千円、経常利益86,844千円、親会社株主に帰属する四半期純利益55,782千円となりました。

なお、当社グループはマーケティング支援事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしてお

りません。

キャッシュ・フローの状況

第21期連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ157,674千円増加し、476,458千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは233,185千円の収入(前期は11,169千円の収入)となりました。キャッシュ・フローの主な増加要因は税金等調整前当期純利益173,589千円、減価償却費9,080千円、のれん償却費16,799千円、その他の流動負債の増加60,831千円等であり、一方でキャッシュ・フローの主な減少要因は仕入債務の減少16,370千円、法人税等の支払額10,228千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは156,164千円の支出(前期は10,910千円の支出)となりました。これは主に、定期積金の払戻7,503千円による収入と有形固定資産の取得3,706千円による支出、2019年9月にカスタマードリブンサービスの体制強化を目的とし、株式会社モニタスよりリサーチ事業の事業譲受を受けたことによる支出158,888千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは80,842千円の収入(前期は35,444千円の収入)となりました。これは主に、コロナ禍における先行きの不透明感から経営基盤の強化を図ることを目的とした長期借入金の調達による300,000千円の収入、長期借入金の返済による157,056千円、自己株式の取得による61,000千円の支出によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループでは、提供するサービスに生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループでは、概ね受注から納品までの期間が短く、受注管理を行う必要性が乏しいため記載を省略しております。

c. 販売実績

第21期連結会計年度及び第22期第1四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。マーケティング支援事業につきましては、前連結会計年度の売上実績からのリピート売上率と新規の顧客獲得による売上が順調に推移したことにより前年同期126.1%となりました。

| セグメントの名称 | 第21期連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) | | 第22期第1四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) |
|-------------|--|----------|--|
| | 金額(千円) | 前年同期比(%) | 金額(千円) |
| マーケティング支援事業 | 1,427,555 | 126.1 | 415,522 |

- (注) 1. 当社グループはマーケティング支援事業の単一セグメントであります。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者は、見積りが必要な事項については過去の実績や現状等を考慮し、合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っております。但し、将来に関する事項には不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性があります。

なお、当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

また、当社の財務諸表作成にあたり、特に重要と判断している会計上の見積りは以下のとおりです。

a. のれんの減損

のれんについて、その効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。また、その資産性については対象事業の業績や事業計画等を基に検討し、判断しておりますが、将来において当初想定した収益が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、当該連結会計年度においてのれんの減損処理を行う可能性があります。

b. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産の回収可能性については、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りを前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額に影響を及ぼす可能性があります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a 経営成績の分析

第21期連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度から295,283千円増加し、1,427,555千円(前年同期比26.1%増)となりました。これは主にPRサービスを除く各サービスが総じて増収基調で伸長したことと、事業譲受によりカスタマードリブンサービスを強化したことによるものです。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、前連結会計年度から97,643千円増加し、719,564千円(前年同期比15.7%増)となりました。社内業務運用効率化と外注比率最適化の施策により、売上高の増加率26.1%に比して売上原価の増加率は15.7%に抑える事ができました。この結果、売上総利益は、前連結会計年度から197,640千円増加し、707,991千円(前年同期比38.7%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度から44,444千円増加し、534,391千円(前年同期比9.1%増)となりました。これは主に成長に向けた人材採用を積極的に行ったことによるものです。この結果営業利益は、前連結会計年度から153,196千円増加し、173,600千円(前年同期比750.8%増)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は、3,304千円となりました。これは主に補助金収入によるものです。営業外費用は3,252千円となりました。これは主に借入金の金利負担によるものです。この結果、経常利益は、前連結会計年度から153,977千円増加し、173,652千円(前年同期比782.6%増)となりました。

(特別利益、特別損失及び親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の特別利益はありませんでした。特別損失は62千円となりました。これは固定資産売却損によるものです。法人税、住民税及び事業税53,198千円、法人税等調整額3,740千円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、116,650千円(前年同期比1,353.2%増)となりました。

第22期第1四半期連結累計期間(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

(売上高)

当第1四半期連結累計期間の売上高は415,522千円となりました。これは主に、カスタマードリブサービス、インサイトドリブサービスの売上高が順調に推移したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当第1四半期連結累計期間の売上原価は194,746千円となり、売上総利益は220,775千円となりました。これは主に、カスタマードリブサービス、インサイトドリブサービスの売上高が増加したことによるものであります。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第1四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は131,670千円となり、営業利益は89,105千円となりました。これは主に、人件費及び広告宣伝費、事務所賃借料、採用費によるものであります。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当第1四半期連結累計期間の営業外収益は430千円となりました。これは主に、補助金収入によるものです。営業外費用は2,691千円となりました。これは主に上場準備に伴い上場関連費用が発生したことと、借入金の金利負担によるものです。この結果、経常利益は、86,844千円となりました。

(特別利益、特別損失及び親会社株主に帰属する当期純利益)

当第1四半期連結累計期間の特別利益及び特別損失は発生しておりません。法人税、住民税及び事業税30,225千円、法人税等調整額835千円を計上した結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は、55,782千円となりました。

b 財政状態の分析

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」をご参照ください。

c キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

資本の財源及び資金の流動性について

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、外注費等の売上原価、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、短期運転資金は自己資金を基本とし、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、資金の流動性については、営業債権の回収、営業債務の支払とともに概ね2ヶ月以内に滞りなく処理されており、営業活動に伴う資金収入を安定的に確保しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべ

き課題等、2 事業等のリスク及び 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定」に記載しているとおりであります。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、これまで、目標とする経営指標を売上高営業利益率10%以上、ROE10%以上としており、当連結会計年度における売上高営業利益率は12.2%、ROEは63.3%となりました。この理由は、PRサービスを除く各サービスが総じて増収基調で伸長したことと、事業譲受によりカスタマードリブンサービスを強化したことにより売上高が増加したためであります。

直近2期の経営指標推移は下記のとおりです。

| | 2019年9月期 | 2020年9月期 |
|--------------|----------|----------|
| 売上高営業利益率 | 1.8% | 12.2% |
| 自己資本利益率(ROE) | 5.3% | 63.3% |

当社グループは、より高い成長性及び収益性を確保する観点から、今後は「顧客数」「顧客単価」「マーケティングコンサルタント人員数」を重要な経営指標とし、今後も引き続き事業を推進してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第21期連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

当連結会計年度における設備投資の総額は、3,706千円であります。その主なものは、本社ビルの執務室リフォームに伴う建物、その他3,706千円であります。

当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループの事業は、マーケティング支援を行う単一のセグメントであるため、セグメントごとの設備の状況の記載は省略しております。

第22期第1四半期連結累計期間(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

当第1四半期連結累計期間における設備投資の総額は、270千円であります。アンケート結果のうち、不適切な回答を自動的に排除するためのデータクリーニングシステムの機能追加に伴うソフトウェア270千円であります。

当第1四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループの事業は、マーケティング支援を行う単一のセグメントであるため、セグメントごとの設備の状況の記載は省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年9月30日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額 | | | | 従業員数 (人) |
|-------------------------------|------------------------|------------|-------------------|-------------|------------|-------------|
| | | 建物 (千円) | リース 資産 (千円) | その他 (千円) | 合計 (千円) | |
| 東京本社 (東京都渋谷区) | 内部造作、情報通信機器、 ソフトウェア | 12,197 | 1,374 | 14,511 | 28,082 | 56(12) |
| 石垣マーケティングラボ (沖縄県石垣市) | 内部造作 | 94 | - | - | 94 | 8(6) |
| 沖縄なはマーケティング ラボ (沖縄県那覇市) | 内部造作、情報通信機器 | 1,255 | - | 60 | 1,315 | 3(18) |
| 関西オフィス (兵庫県三田市) | 情報通信機器、ソフトウェア | - | - | 1,144 | 1,144 | 2(6) |

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、ソフトウェアの合計であります。
4. 当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
5. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
6. 上記の他、主要な賃借設備は次のとおりであります。

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 年間賃借料(千円) |
|------------------|--------|-----------|
| 東京本社 (東京都渋谷区) | 本社事務所等 | 45,761 |

(2) 国内子会社

重要性に乏しいため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2021年2月28日現在)

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 9,600,000 |
| 計 | 9,600,000 |

(注) 1. 2020年9月11日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月29日を効力発生日とする発行可能株式総数の増加に係る定款変更が行われ、2020年9月29日付で発行可能株式総数は4,750,000株増加し4,800,000株となっております。

2. 2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は4,800,000株増加し、9,600,000株となっております。

【発行済株式】

| 種類 | 発行数(株) | 上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|-----------|--------------------------------|---|
| 普通株式 | 2,408,000 | 非上場 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 2,408,000 | - | - |

(注) 1. 2020年9月11日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は1,197,980株増加し、1,204,000株となっております。

2. 2020年9月30日開催の臨時株主総会決議により、単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

3. 2021年2月12日開催の取締役会決議に基づき、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は1,204,000株増加し、2,408,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

| | |
|--|---|
| 決議年月日 | 2016年6月14日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 1 当社子会社取締役 1 当社従業員 90 (注)4 . |
| 新株予約権の数(個) | 196 (注)1 . |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 39,200[78,400] (注)1 . 3 . |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 165[82.5] (注)2 . 3 . |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2018年6月29日 至 2026年6月14日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 165[82.5] (注)2 . 3 . 資本組入額 82.5[41.25] (注)2 . 3 . |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とするものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものとする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とするものとする。 新株予約権を行使できる期間 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとするものとする。 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 ア. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 |

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p> | <p>イ.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記アの資本金等増加限度額から前記アに定める増加資本金の額を減じた額とするものとする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事由及び条件 ア.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>イ.新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得するものとする。</p> |
|---------------------------------|---|

最近事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、これらの事項に変更はありませんが、提出日の前月末現在から本書提出日現在(2021年3月19日)にかけて変更された事項については、本書提出日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日及び提出日の前月末現在は200株、本書提出日現在は400株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3. 2020年9月11日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株の割合、2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社子会社取締役1名、当社従業員32名、元従業員1名、社外協力者1名の合計36名となっております。

第2回新株予約権

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2016年6月14日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 社外協力者 1 |
| 新株予約権の数(個) | 46 (注) 1 . |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 9,200[18,400] (注) 1 . 3 . |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 165[82.5] (注) 2 . 3 . |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2016年7月7日 至 2026年7月7日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 165[82.5] (注) 2 . 3 . 資本組入額 82.5[41.25] (注) 2 . 3 . |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役会が認める社外協力者の地位にあることを要する。 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とするものとする。</p> <p>新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものとする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とするものとする。</p> <p>新株予約権を行使できる期間 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとするものとする。</p> <p>新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 ア. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記アの資本金等増加限度額から前記アに定める増加資本金の額を減じた額とするものとする。</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>ア.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>イ.新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得するものとする。</p> |
|--------------------------|---|

最近事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、これらの事項に変更はありませんが、提出日の前月末現在から本書提出日現在(2021年3月19日)にかけて変更された事項については、本書提出日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日及び提出日の前月末現在は200株、本書提出日現在は400株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3. 2020年9月11日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株の割合、2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権

| | |
|--|---|
| 決議年月日 | 2018年9月6日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 1 当社子会社取締役 1 当社従業員 63 (注)4. |
| 新株予約権の数(個) | 101 (注)1. |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 20,200[40,400] (注)1.3. |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 695[347.5] (注)2.3. |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2020年9月7日 至 2028年9月5日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 695[347.5] (注)2.3. 資本組入額 347.5[173.75] (注)2.3. |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とするものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものとする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とするものとする。 新株予約権を行使できる期間 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとするものとする。 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 ア.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 イ.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記アの資本金等増加限度額から前記アに定める増加資本金の額を減じた額とするものとする。 |

| | |
|--------------------------|---|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>ア.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>イ.新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得するものとする。</p> |
|--------------------------|---|

最近事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、これらの事項に変更はありませんが、提出日の前月末現在から本書提出日現在(2021年3月19日)にかけて変更された事項については、本書提出日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日及び提出日の前月末現在は200株、本書提出日現在は400株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3. 2020年9月11日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株の割合、2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社子会社取締役1名、当社従業員45名の合計47名となっております。

第4回新株予約権

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2019年9月18日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 23 (注)4 . |
| 新株予約権の数(個) | 31 (注)1 . |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 6,200[12,400] (注)1 . 3 . |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 705[352.5] (注)2 . 3 . |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2021年9月19日 至 2029年9月18日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 705[352.5] (注)2 . 3 . 資本組入額 352.5[176.25] (注)2 . 3 . |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とするものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものとする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とするものとする。 新株予約権を行使できる期間 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとするものとする。 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 ア.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 イ.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記アの資本金等増加限度額から前記アに定める増加資本金の額を減じた額とするものとする。 |

| | |
|--------------------------|---|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>ア.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>イ.新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得するものとする。</p> |
|--------------------------|---|

最近事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、これらの事項に変更はありませんが、提出日の前月末現在から本書提出日現在(2021年3月19日)にかけて変更された事項については、本書提出日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日及び提出日の前月末現在は200株、本書提出日現在は400株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3. 2020年9月11日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株の割合、2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員18名の合計19名となっております。

第5回新株予約権

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2020年4月14日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 24 |
| 新株予約権の数(個) | 32 (注) 1 . |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 6,400[12,800] (注) 1 . 3 . |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,000[500] (注) 2 . 3 . |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2022年4月15日 至 2030年4月14日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,000[500] (注) 2 . 3 . 資本組入額 500[250] (注) 2 . 3 . |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とするものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものとする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とするものとする。 新株予約権を行使できる期間 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとするものとする。 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 ア. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記アの資本金等増加限度額から前記アに定める増加資本金の額を減じた額とするものとする。 |

| | |
|--------------------------|---|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>ア.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>イ.新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得するものとする。</p> |
|--------------------------|---|

最近事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、これらの事項に変更はありませんが、提出日の前月末現在から本書提出日現在(2021年3月19日)にかけて変更された事項については、本書提出日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日及び提出日の前月末現在は200株、本書提出日現在は400株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3. 2020年9月11日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株の割合、2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権

| | |
|--|---|
| 決議年月日 | 2020年9月30日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 2 (注)4 . 社外協力者 1 |
| 新株予約権の数(個) | 11 [7] (注)1 . |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 2,200[2,800] (注)1 . 3 . |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,000[500] (注)2 . 3 . |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2022年10月1日 至 2030年9月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,000[500] (注)2 . 3 . 資本組入額 500[250] (注)2 . 3 . |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員、社外協力者の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とするものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものとする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とするものとする。 新株予約権を行使できる期間 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとするものとする。 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 ア. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記アの資本金等増加限度額から前記アに定める増加資本金の額を減じた額とするものとする。 |

| | |
|--------------------------|---|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>ア.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>イ.新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得するものとする。</p> |
|--------------------------|---|

最近事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、これらの事項に変更はありませんが、提出日の前月末現在から本書提出日現在(2021年3月19日)にかけて変更された事項については、本書提出日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日及び提出日の前月末現在は200株、本書提出日現在は400株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3. 2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名、社外協力者1名の合計2名となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|----------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 2016年6月30日(注)1 | 220 | 6,020 | 7,260 | 47,560 | - | - |
| 2020年9月29日(注)2 | 1,197,980 | 1,204,000 | - | 47,560 | - | - |
| 2021年3月2日(注)3 | 1,204,000 | 2,408,000 | - | 47,560 | - | - |

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 金刺直子 荒池和史 末廣貴司 220株

発行価格 33,000円

資本組入額 33,000円

2. 株式分割(1:200)によるものです。

3. 株式分割(1:2)によるものです。

(4) 【所有者別状況】

2021年2月28日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満 株式の状況 (株) |
|-----------------|--------------------|------|--------------|------------|-------|----|-----------|--------|----------------------|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人 その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | - | - | 3 | - | - | 11 | 14 | - |
| 所有株式数 (単元) | - | - | - | 5,332 | - | - | 6,708 | 12,040 | - |
| 所有株式数 の割合(%) | - | - | - | 44.29 | - | - | 55.71 | 100.00 | - |

(注) 1. 自己株式95,000株は、「個人その他」に含めて記載しております。

2. 2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。なお、2021年3月19日現在の所有者別状況は以下のとおりであります。

2021年3月19日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満 株式の状況 (株) |
|-----------------|--------------------|------|--------------|------------|-------|----|-----------|--------|----------------------|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人 その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | - | - | 3 | - | - | 11 | 14 | - |
| 所有株式数 (単元) | - | - | - | 10,664 | - | - | 13,416 | 24,080 | - |
| 所有株式数 の割合(%) | - | - | - | 44.29 | - | - | 55.71 | 100.00 | - |

(注) 自己株式190,000株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年2月28日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------------------|----------|--|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 95,000 | - | 完全議決権株式であり、権利関係に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 1,109,000 | 11,090 | 同上 |
| 単元未満株式 | - | - | - |
| 発行済株式総数 | 1,204,000 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 11,090 | - |

(注)2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。なお、2021年3月19日現在の発行済株式は以下のとおりであります。

2021年3月19日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------------------|----------|--|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 190,000 | - | 完全議決権株式であり、権利関係に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 2,218,000 | 22,180 | 同上 |
| 単元未満株式 | - | - | - |
| 発行済株式総数 | 2,408,000 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 22,180 | - |

【自己株式等】

2021年2月28日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---------------------------|----------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社ネオマーケティング | 東京都渋谷区 南平台町16番25号 | 95,000 | - | 95,000 | 7.89 |
| 計 | - | 95,000 | - | 95,000 | 7.89 |

(注)2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。なお、2021年3月19日現在の発行済株式は以下のとおりであります。

2021年3月19日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数 (株) | 他人名義所有株式数 (株) | 所有株式数の合計 (株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---------------------------|----------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社ネオマーケティング | 東京都渋谷区 南平台町16番25号 | 190,000 | - | 190,000 | 7.89 |
| 計 | - | 190,000 | - | 190,000 | 7.89 |

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(千円) |
|--|--------|-----------|
| 株主総会(2020年7月31日)での決議状況 (取得期間2020年7月31日～2020年8月7日) | 750 | 150,000 |
| 最近事業年度前における取得自己株式 | - | - |
| 最近事業年度における取得自己株式 (2019年10月1日～2020年9月30日) | 305 | 61,000 |
| 残存授權株式の総数及び価額の総額 | 445 | 89,000 |
| 最近事業年度の末日現在の未行使割合(%) | 59.3 | 59.3 |
| 最近期間における取得自己株式 | - | - |
| 提出日現在の未行使割合(%) | 59.3 | 59.3 |

(注)2020年9月29日付で普通株式1株につき200株、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「株式数」は当該株式分割前の数値を記載しております。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 最近事業年度 | | 最近期間 | |
|----------------------------------|--------|-----------------|---------|-----------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額 (千円) | 株式数(株) | 処分価額の総額 (千円) |
| 引き受けるものの募集を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| その他(-) | - | - | - | - |
| 保有自己株式数 | 95,000 | - | 190,000 | - |

(注)2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株を2株に分割する株式分割が行われ、保有自己株式数は95,000株増加し、190,000株となっております。

3 【配当政策】

当社は、現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定化に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以降、金銭による配当は実施しておりません。

今後の株主への利益配当につきましては、当面は引き続き配当を行わない予定であります。財務状況、経営成績、内部留保の状況、資金需要、全般的な業務の状況や当社経営陣が必要と認めた要因等、複数の要因を総合的に勘案し、検討していく方針であります。

剰余金の配当を行う際には、当該株式の発行日及び基準日以降の株式の譲渡にかかわらず、基準日時点で当社発行済株式を保有している株主が配当金を受け取る権利を有するものとし、年1回の期末配当を基本方針としております。期末配当の決定機関は株主総会であります。

また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度につきましては、配当を実施しておりません。内部留保資金につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のための投資資金として活用していく予定であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの確立が重要課題の1つであると認識しており、継続的な企業価値向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と透明性の向上、経営監視機能の強化に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要及び概要図

当社は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会及び監査等委員会を設置するとともに、日常業務遂行を監査する役割として、代表取締役直轄部門として内部監査室を設置しております。これら各機関の相互連携により事業活動をモニタリングし、当社グループのガバナンスを推進しております。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役 橋本光伸を議長とし、荒池和史、秋田誠、藤元拓志(社外)、原島茂雄(社外)、中川達也(社外)の取締役6名で構成されており、取締役会は原則として毎月1回開催し、経営の最高意思決定機関として重要な経営事項の審議や意思決定を行っております。また、迅速な審議や意思決定が必要になった際は、随時臨時取締役会を開催しております。

また、当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。

(b) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、藤元拓志を監査等委員長とし、原島茂雄、中川達也の非業務執行取締役3名により構成されており、「監査等委員会規程」に則り、監査計画に基づき監査を実施する他、適宜監査等委員会を開催しております。監査等委員は全員社外取締役であり、弁護士、公認会計士及び税理士それぞれ1名ずつで構成されております。

また、当社の内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有を図っております。

(c) 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役 橋本光伸を議長とし、取締役 荒池和史、取締役 秋田誠、執行役員 今泉陽介の4名で構成されており、経営の基本方針や経営計画に関わる事項や各部門の重要な案件について審議及び方向付けを行っております。経営会議は、常勤役員及び常勤役員が指名する各部署責任者等をもって構成し、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図っております。

(d) リスクマネジメント委員会

当社のリスクマネジメント委員会は、代表取締役 橋本光伸を議長とし、取締役 荒池和史、取締役 秋田誠、社外取締役(監査等委員長) 藤元拓志、執行役員 今泉陽介、マネージャー5名、サブマネージャー7名、拠点長2名の19名で構成されており、直面するリスクを網羅的に把握してリスクが高いまま放置されないようコントロールすることにより、業務の円滑な運営を実現することを目的として、「リスク管理規程」を制定しており、これに基づき、四半期に一度リスクマネジメント委員会を開催することとしております。

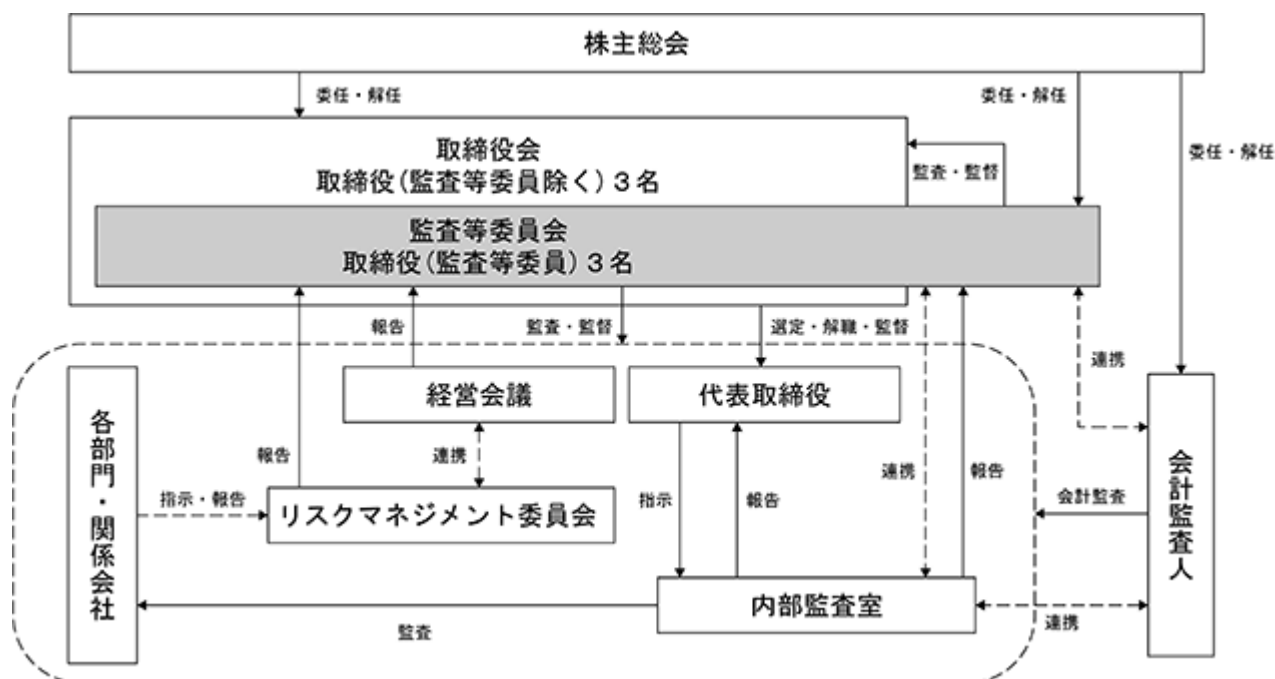
(e) 内部監査室

当社は、他の業務執行部門から独立した代表取締役直轄の内部監査室(1名)を設置しております。

内部監査室は、監査等委員会及び会計監査人と情報共有を行う等連携を密にし、監査に必要な情報共有化を図ることにより、各監査の実効性を高めております。

(f) 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、当社と同監査法人及び業務執行社員との間には、公認会計士法の定めによる特別利害関係はありません。



ロ．当該体制を採用する理由

当社は上記のように監査等委員会を採用しておりますが、以下の2点を採用理由に考えております。

1．監査・監督機能の強化

監査等委員である取締役が取締役会で議決権を持つことにより、監査・監督機能の強化が期待できること。

2．意思決定の迅速化

業務執行の権限委譲を進め、取締役会をモニタリング型にシフトすることで意思決定の迅速化が期待できること。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社では、2020年12月25日開催の取締役会で「内部統制システムの基本方針」を改訂し、この基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。当社の「内部統制システムの基本方針」は、次のとおりであります。

当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)は、「経営理念」を共有し、当社グループの取締役及び使用人は、「6つのバリュー」に基づいて行動しております。
- 2 当社グループの取締役及び使用人が、当社または子会社における法令ないし定款等に違反する、あるいは違反の疑義がある行為等を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会または内部監査室に報告あるいは内部通報制度を利用した通報を行うこととしております。報告・通報に対してはその内容を調査し、必要に応じて関係部署と協議の上、是正措置を取ると共に再発防止策を策定し、当社グループ全体に実施させることとしております。
- 3 当社の監査等委員会は、当社グループのコンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認められた場合は、取締役会ないしは代表取締役に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めるとしてあります。
- 4 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、独立した立場から法令及び定款、社内規程等の遵守状況等について監査し、その結果を代表取締役に報告しております。
- 5 当社の取締役会は、各取締役の職務執行を監督するため、取締役会に基づき各取締役は業務の執行状況を取締役会に報告すると共に、他の取締役の職務執行を相互に監視及び監督することとしてあります。

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1 当社の取締役は、株主総会議事録や取締役会議事録、その他重要な意思決定に関する文書等(電磁的記録を含む。以下同じとする。)を法令及び「文書管理規程」に基づき作成すると共に管理及び保存することとしております。
- 2 前項で定めた文書等は、各取締役及び会計監査人等が、必要に応じ閲覧ないし謄写可能なこととしております。

当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 当社グループのリスクマネジメントの基本方針は、取締役会で決定しております。
- 2 当社の業務執行におけるリスクは、リスクマネジメント委員会で対応方針を策定するとともに、各業務執行取締役がその対応に責任を持ち、重要なリスクについては取締役会で分析及び評価を行い、対応を決定することとしております。
- 3 当社グループにとって重要な投資については、収益性や事業戦略性、組織運営上のリスクを事前に取締役会で十分検討すると共に、事後的なモニタリングを随時実施しております。

当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 当社は毎月定例の取締役会を開催し、「取締役会規程」に基づく重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を実施しております。
- 2 当社は、当社グループの取締役及び使用人が共有する経営計画を年度ごとに策定し、各担当取締役は、グループ全体の目標達成のための具体的目標及び権限の適切な配分等、当該目標達成のための方法を定めると共に、定例の取締役会で目標達成の進捗状況についての報告を実施しております。
- 3 当社取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」でその責任者や執行手続等の詳細について定めております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1 当社グループの業務執行の状況は、定期的に取締役会において報告されております。
- 2 当社グループの経営に関する一定の事項については、当社の関連部署と随時協議を行うと共に、重要事項については当社の取締役会の承認を要することとしております。
- 3 当社子会社の取締役及び使用人は、当社からの経営管理や経営指導内容が法令ないしは定款等に違反すると認められる場合は、当社の監査等委員会または内部監査室に報告あるいは内部通報制度を利用した通報を行うこととしております。報告・通報に対してはその内容を調査し、必要に応じて関係部署と協議の上、是正措置を取ると共に再発防止策を策定することとしております。

当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1 当社の監査等委員会が監査等委員会スタッフを求める場合、当社管理本部を監査等委員会の職務を補助する組織とし、その使用人が監査等委員会スタッフを兼務することとしております。
- 2 監査等委員会スタッフの任命や異動については、監査等委員会の事前同意を要することとしております。
- 3 監査等委員会スタッフは、監査等委員会から指示を受けた場合に、当該指示された業務に関しては監査等委員である取締役以外の取締役からの指揮命令を受けないこととしております。

当社及び子会社の取締役、使用人等が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会の業務が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 当社グループの取締役及び使用人は、法令ないしは定款、社内規程等の違反行為他、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合、直ちに監査等委員会に対して報告を行うこととしております。
- 2 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には速やかにその報告を行うこととし、また監査等委員会が業務や財産等の調査を行う場合は、積極的に協力することとしております。

- 3 当社の内部監査室は、内部監査の実施状況や内部通報制度への通報状況等を監査等委員会に定期的かつ適時に報告することとしております。

当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会にいつでも直接報告を行うことができることとしており、当社グループは当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手續きに係る方針

当社グループは、監査等委員会がその職務の執行に際し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、または監査等委員会が独自に外部専門家をその職務執行のために利用した場合は、当該費用または債務が監査等委員会の職務執行に必要と認められない場合を除き、速やかに当該費用または債務に応じ、処理することとしております。

その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 当社の各監査等委員は、その職務のため必要な場合、各会議に自由に参加できることとしております。
- 2 当社の監査等委員会は、定期的に代表取締役や内部監査室、会計監査人と意見交換を行うこととしております。

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の付き合いをせず、毅然とした態度でその排除に努めることとしております。また、不当な要求を受けた場合は、警察等と連携し、断固拒否することとしております。
- 2 当社グループは、反社会的勢力の情報を当社管理本部で管理することとしており、取引先との各種契約書等で反社会的勢力の排除を確認すると共に、当該情報を当社グループでの注意喚起等に利用してまいります。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、管理本部が中心となり、各部署と情報共有を行うことによりリスクの早期発見に努めるとともに、「ネオほっとライン規程」を制定し、社外取締役である各監査等委員や内部監査室等の通報窓口を有する内部通報制度を設け、不正行為等に起因する不祥事の未然防止や早期発見を図っております。

また、当社では経営危機に繋がる可能性がある事象が発生した場合に備え、「経営危機管理規程」を制定し、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、対応することとしております。

さらに、当社は個人情報の保護について最大限の注意を払っており、「個人情報取扱規程」を制定し、個人情報の適正な取扱いの確保を図るとともに、JISQ15001に基づく個人情報保護マネジメントシステムを整備し、プライバシーマークの認定を受けております。

ハ．子会社の業務の適性を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適性を確保するため、「グループ会社管理規程」を制定し、当社の管理本部が子会社の管理業務を行うことで、子会社の経営情報等を適宜把握できる体制を構築しております。

また、子会社に対する内部監査を実施することで、子会社業務が「グループ会社管理規程」に基づき適正に運用されていることを確認する体制を構築しております。

二．取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。当該責任免除が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。これは、取締役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

ホ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社の内部監査及び監査等委員会監査の組織は、内部監査室が1名、監査等委員会は監査等委員である非業務執行取締役3名で構成されております。

内部監査室は、代表取締役直轄の組織であり、内部監査規程や年度監査計画に基づき、業務執行の適正性や有効性を監査しております。

監査等委員会は、監査等委員である非業務執行取締役3名いずれも社外取締役で構成され、「監査等委員会規程」に基づき監査方針及び監査計画を作成し、取締役会等の重要会議に出席する他、重要な書類の閲覧や内部統制システムが適切に運用されているか監査する他、適宜監査等委員会を開催し、業務執行取締役の業務執行を監督しております。

また、内部監査と監査等委員会監査が有機的に連携するよう内部監査結果について、内部監査室担当者が監査等委員会に内部監査の実施状況を適宜報告し、意見交換しております。さらに、監査等委員会は会計監査人から監査計画について説明を受ける他、適宜情報共有及び意見交換をしております。

取締役の定数

当社は、取締役を10名以内とし、そのうち監査等委員である取締役を3名以上とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、それぞれ議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の定めに基づき、機動的な配当政策を遂行できるよう、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議の要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|----------------|-------|--------------|--|-------|--------------------|
| 代表取締役 | 橋本 光伸 | 1975年10月25日生 | 1999年4月 株式会社日本経済広告社入社 2000年10月 有限会社メディアインタラクティブ(現当社)設立 代表取締役(現任) 2015年11月 株式会社セールスサポート代表取締役(現任) | (注) 3 | 1,156,800 (注) 6 |
| 取締役 | 荒池 和史 | 1976年3月24日生 | 1999年3月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 2004年12月 株式会社クークー入社 2006年8月 イー・ガーディアン株式会社入社 2008年12月 同社取締役就任 2012年6月 イーオベ株式会社(現 イー・ガーディアン東北株式会社)代表取締役就任 2015年12月 当社入社 事業企画室長 2016年4月 株式会社セールスサポート取締役(現任) 2016年12月 当社取締役(営業管掌)就任(現任) | (注) 3 | 44,000 |
| 取締役 管理本部長 | 秋田 誠 | 1976年4月12日生 | 2001年9月 株式会社マルゼン入社 2006年7月 富士ソフト株式会社入社 2011年5月 エイベックス・グループ・ホールディングス(株)入社(現 エイベックス株式会社) 2017年7月 株式会社ロゼッタ入社 2018年3月 同社 執行役員グループ管理本部長就任 2019年8月 当社入社 執行役員管理本部長 2020年12月 当社取締役管理本部長就任(現任) | (注) 3 | - |
| 取締役 (監査等委員) | 藤元 拓志 | 1970年3月31日生 | 1996年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 1999年4月 公認会計士登録 2010年2月 インヴィンシブル投資法人監督役員就任(現任) 2017年1月 株式会社プライセン監査役就任(現任) 2017年7月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) | (注) 4 | 10,000 |
| 取締役 (監査等委員) | 原島 茂雄 | 1974年10月31日生 | 1997年7月 加藤公認会計事務所入所 2000年1月 森谷会計事務所入所 2005年3月 税理士登録 2006年5月 株式会社メディアインタラクティブ(現当社)監査役就任 2006年7月 はらしま会計事務所所長(現任) 2012年2月 ゲーシーズアカウンツ(現 J Gloca! Accounting 株式会社)設立 代表取締役就任(現任) 2013年12月 J Gloca! Accounting Co., Ltd. (タイ国)代表取締役(現任) 2015年12月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) | (注) 4 | 78,400 |
| 取締役 (監査等委員) | 中川 達也 | 1976年1月21日生 | 2000年10月 弁護士登録 染井・前田法律事務所入所 2004年10月 染井・前田・中川法律事務所パートナー就任(現任) 2010年6月 パウダーテック株式会社取締役就任(現任) 2015年12月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2019年3月 株式会社グッピーズ監査役就任(現任) | (注) 4 | 8,000 |
| 計 | | | | | 1,297,200 |

- (注) 1. 藤元拓志、原島茂雄及び中川達也は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会は次のとおりであります。
委員長 藤元拓志、委員 原島茂雄、委員 中川達也
3. 2020年12月25日開催の定時株主総会の終結の時から、2021年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2019年12月23日開催の定時株主総会の終結の時から、2021年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、カスタマードリブンディビジョン長 今泉陽介の1名です。
6. 代表取締役 橋本光伸の所有株式数には資産管理会社である株式会社エムスリードリームインベスターが所有する株式数(658,000株)を含め表示しております。

社外役員の状況

藤元拓志氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。原島茂雄氏は、税理士の資格を有し、税務に関する相当程度の知見を有しております。中川達也氏は、弁護士の資格を有し、法務に関する相当程度の知見を有しております。

当社は、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にして、社外取締役を選任するための独立性に関する基準を定めております。藤元拓志、原島茂雄及び中川達也を同取引所に独立役員として届け出る予定であります。

当社は監査等委員会設置会社であり、経営の監視・監督機能を強化するため、3名の監査等委員である社外取締役を選任しております。社外取締役は、代表取締役と利害関係を有することなく、また当社の業務執行と関わらない客観的な立場から経営判断を受けることで、取締役会の監督機能強化を図っております。

なお、社外取締役で構成される監査等委員会は、当社の内部統制システムが有効に機能しているか監査するとともに、内部監査室及び会計監査人と情報・意見等を交換するための会合を定期的で開催しております。

社外取締役である、藤元拓志は当社株式10,000株、原島茂雄は当社株式78,400株、中川達也は当社株式8,000株及び新株予約権3個を保有しておりますが、それ以外に当社との間に、人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は全員、監査等委員を兼ねており、取締役会及び監査等委員会に出席し、内部監査・監査等委員会監査及び会計監査との相互連携を行っております。その他、監査等委員である社外取締役は、監査等委員会等において会計監査人及び内部監査室より定期的にその活動状況等について報告を受け、また、意見交換を行う等の相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名で構成されております。監査等委員である社外取締役は、取締役会への出席により経営監督機能を担うとともに、内部監査室や会計監査人と緊密に連携することで、監査・監督の成果を高めております。また、監査等委員会の委員長である社外取締役の藤元拓志は、監査等委員会の監査計画に基づき、社内の重要な会議に随時出席する他、重要な書類の閲覧、取締役(監査等委員である取締役を除く)並びに使用人への意見聴取及び内部通報の社内窓口対応を行っております。

また、監査等委員、内部監査責任者並びに会計監査人は必要に応じて随時情報交換を行い、相互の連携を高め会社業務の適法性・妥当性の確保に万全を期しております。

なお、監査等委員藤元拓志は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員原島茂雄は、税理士の資格を有し、税務に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員中川達也は、弁護士の資格を有し、法務に関する相当程度の知見を有しております。

当社では、監査等委員会を月1回の定例開催に加えて必要に応じて随時開催しております。最近事業年度における個々の監査等委員の監査等委員会への出席状況は次のとおりであります。

| 氏名 | 開催回数 | 出席回数(出席率) |
|-------|------|-----------|
| 藤元 拓志 | 16回 | 16回(100%) |
| 原島 茂雄 | 16回 | 16回(100%) |
| 中川 達也 | 16回 | 16回(100%) |

監査等委員会における主な検討事項として、重点監査項目を以下のとおり設定し、期初に監査計画として決議し取締役会に報告するとともに、活動状況を定期的に取締役会に報告しております。

- ・取締役会等の意思決定の監査
- ・内部統制システムに係る監査
- ・企業情報開示体制の監査
- ・事業報告等及び計算関係書類の監査
- ・会計監査人の職務遂行が適正に行われることを確保するための体制の監査
- ・競業取引及び利益相反取引等の監査
- ・売上計上の内部統制の監視・検証
- ・勤怠管理システムの監視・検証

また、上記に加えて、内部通報への対応方針の検討も随時実施しております。

内部監査の状況

当社の内部監査体制は、代表取締役直轄組織として内部監査室を設置しており、人員は内部監査室長1名となっております。内部監査室長は、「内部監査規程」及び代表取締役から承認を得た内部監査計画に基づき、子会社も含めた各部門の業務活動を対象として、会計監査、業務監査、システム監査、個人情報保護監査を行っております。また、内部監査室長は、監査等委員会と定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。さらに、内部監査室長は、監査等委員及び会計監査人と、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報共有を行っており、より実効性の高い監査を実施するように努めております。

会計監査の状況

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。また、会計監査の一環として、当社の内部統制の整備、運用状況について検証を受け、内部統制の状況に関する報告を受けております。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間 5年

c . 業務を執行した公認会計士

石上 卓哉
田村 知弘

c . 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他14名、計21名であります。

d . 監査法人の選定方針と理由

監査委員会は、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、品質管理体制、監査体制、監査計画及び監査報酬水準等の観点から「会計監査人候補を選定するための基準」を設けており、当該基準に照らして適切な会計監査人を選定することとしております。

会計監査人として太陽有限責任監査法人を選定した理由は、その適格性、監査体制、監査計画等が当社の基準を満たしており、また、監査の継続性も勘案し検討した結果、適任と判断したためとなります。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められた場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、職務遂行状況等諸般の事情を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合には、同法第399条の2第3項第2号の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

e . 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制・監査に関する品質管理基準等の報告を受けた上で検討を行い、会計監査人を総合的に評価しております。上記評価の結果、当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人に問題は認められず、解任及び不再任に該当する事象も認められないと認識しております。

(監査報酬の内容等)

a . 監査公認会計士等に対する報酬

| 区分 | 最近連結会計年度の前連結会計年度 | | 最近連結会計年度 | |
|-------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 提出会社 | 12,000 | - | 14,400 | - |
| 連結子会社 | - | - | - | - |
| 計 | 12,000 | - | 14,400 | - |

b . 監査公認会計士等と同一のネットワーク(グラント・ソントン)に対する報酬(a . を除く)

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

監査法人により提示された監査の体制・手続・日程等の監査計画や監査見積時間等を検討した上で、監査等委員会の同意を得て監査報酬を決定しております。

e . 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬額について妥当な水準であると判断し、会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬限度額は、2015年12月22日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内、監査等委員である社外取締役の報酬限度額は年額30,000千円以内と決議いただいております。当社はその報酬限度額内で役員報酬を決定しております。

本書提出日現在において、これらの限度額に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役3名、監査等委員3名であります。

各取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、役位、在籍年数、業績評価、会社の業績等を総合的に勘案し、監査等委員である社外取締役については個々の監査等委員である取締役の職務と責任に応じた報酬額を、監査等委員の協議にて決定することとしております。

なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容につきましては、2019年12月23日開催の取締役会において、協議・決議されております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|----------------------|----------------|----------------|--------|-------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | 退職慰労金 | |
| 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く) | 24,675 | 24,675 | - | - | 2 |
| 取締役(監査等委員)(社外取締役を除く) | - | - | - | - | - |
| 社外取締役 | 8,700 | 8,700 | - | - | 3 |

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2018年10月1日から2019年9月30日まで)及び当連結会計年度(2019年10月1日から2020年9月30日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2018年10月1日から2019年9月30日まで)及び当事業年度(2019年10月1日から2020年9月30日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についても適確に対応することができる体制を整備するため、外部研修等に適宜参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2019年9月30日) | 当連結会計年度 (2020年9月30日) |
|-------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 324,783 | 476,458 |
| 受取手形及び売掛金 | 186,978 | 194,395 |
| 仕掛品 | 13,932 | 18,660 |
| 貯蔵品 | 4,740 | 5,960 |
| その他 | 35,750 | 28,513 |
| 貸倒引当金 | 69 | 45 |
| 流動資産合計 | 566,116 | 723,942 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 23,073 | 23,831 |
| 減価償却累計額 | 9,196 | 10,283 |
| 建物（純額） | 13,876 | 13,547 |
| リース資産 | 3,465 | 3,465 |
| 減価償却累計額 | 1,397 | 2,090 |
| リース資産（純額） | 2,067 | 1,374 |
| その他 | 11,323 | 12,983 |
| 減価償却累計額 | 7,501 | 8,501 |
| その他（純額） | 3,822 | 4,481 |
| 有形固定資産合計 | 19,765 | 19,403 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 143,802 | 147,002 |
| ソフトウェア | 16,339 | 11,233 |
| 無形固定資産合計 | 160,141 | 158,236 |
| 投資その他の資産 | | |
| 繰延税金資産 | 65,662 | 61,922 |
| その他 | 19,210 | 18,559 |
| 投資その他の資産合計 | 84,873 | 80,482 |
| 固定資産合計 | 264,780 | 258,121 |
| 資産合計 | 830,897 | 982,064 |

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2019年9月30日) | 当連結会計年度 (2020年9月30日) |
|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 53,837 | 37,466 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 134,392 | 142,635 |
| 未払金 | 169,029 | 28,646 |
| リース債務 | 1,101 | 918 |
| 未払法人税等 | 4,988 | 47,958 |
| 未払消費税等 | 1,143 | 49,120 |
| ポイント引当金 | 52,377 | 57,699 |
| 未払費用 | 44,518 | 49,438 |
| その他 | 17,122 | 26,550 |
| 流動負債合計 | 478,510 | 440,435 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 193,061 | 327,762 |
| リース債務 | 2,898 | 1,979 |
| 固定負債合計 | 195,959 | 329,741 |
| 負債合計 | 674,470 | 770,176 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 47,560 | 47,560 |
| 利益剰余金 | 112,536 | 229,186 |
| 自己株式 | 5,610 | 66,610 |
| 株主資本合計 | 154,486 | 210,136 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| 為替換算調整勘定 | 1,941 | 1,751 |
| その他の包括利益累計額合計 | 1,941 | 1,751 |
| 純資産合計 | 156,427 | 211,887 |
| 負債純資産合計 | 830,897 | 982,064 |

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(2020年12月31日)

| | |
|---------------|---------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 413,438 |
| 受取手形及び売掛金 | 248,457 |
| 仕掛品 | 46,376 |
| 貯蔵品 | 6,130 |
| その他 | 33,174 |
| 貸倒引当金 | 58 |
| 流動資産合計 | 747,519 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | 18,459 |
| 無形固定資産 | |
| のれん | 142,760 |
| ソフトウェア | 10,399 |
| 無形固定資産合計 | 153,160 |
| 投資その他の資産 | 78,755 |
| 固定資産合計 | 250,374 |
| 資産合計 | 997,894 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 買掛金 | 38,158 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 146,277 |
| 未払法人税等 | 30,225 |
| 賞与引当金 | 9,920 |
| ポイント引当金 | 61,678 |
| その他 | 143,339 |
| 流動負債合計 | 429,599 |
| 固定負債 | |
| 長期借入金 | 298,086 |
| リース債務 | 1,795 |
| 固定負債合計 | 299,881 |
| 負債合計 | 729,480 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 47,560 |
| 利益剰余金 | 284,969 |
| 自己株式 | 66,610 |
| 株主資本合計 | 265,919 |
| その他の包括利益累計額 | |
| 為替換算調整勘定 | 2,494 |
| その他の包括利益累計額合計 | 2,494 |
| 純資産合計 | 268,413 |
| 負債純資産合計 | 997,894 |

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
|-----------------|---|---|
| 売上高 | 1,132,272 | 1,427,555 |
| 売上原価 | 621,921 | 719,564 |
| 売上総利益 | 510,351 | 707,991 |
| 販売費及び一般管理費 | ¹ 489,947 | ¹ 534,391 |
| 営業利益 | 20,403 | 173,600 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 13 | 4 |
| 受取配当金 | 2 | 2 |
| 補助金収入 | 2,067 | 3,200 |
| その他 | 467 | 98 |
| 営業外収益合計 | 2,550 | 3,304 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 2,576 | 2,654 |
| 支払保証料 | 540 | 587 |
| その他 | 162 | 9 |
| 営業外費用合計 | 3,279 | 3,252 |
| 経常利益 | 19,674 | 173,652 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | - | ² 62 |
| 固定資産除却損 | ³ 1,315 | - |
| 特別損失合計 | 1,315 | 62 |
| 税金等調整前当期純利益 | 18,359 | 173,589 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 10,931 | 53,198 |
| 法人税等調整額 | 599 | 3,740 |
| 法人税等合計 | 10,332 | 56,939 |
| 当期純利益 | 8,027 | 116,650 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 8,027 | 116,650 |

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
|--------------|---|---|
| 当期純利益 | 8,027 | 116,650 |
| その他の包括利益 | | |
| 為替換算調整勘定 | 514 | 190 |
| その他の包括利益合計 | 514 | 190 |
| 包括利益 | 7,512 | 116,460 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 7,512 | 116,460 |
| 非支配株主に係る包括利益 | - | - |

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

| | 当第1四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) |
|------------------|---|
| 売上高 | 415,522 |
| 売上原価 | 194,746 |
| 売上総利益 | 220,775 |
| 販売費及び一般管理費 | 131,670 |
| 営業利益 | 89,105 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 0 |
| 補助金収入 | 398 |
| その他 | 31 |
| 営業外収益合計 | 430 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 559 |
| 支払保証料 | 132 |
| 上場関連費用 | 2,000 |
| 営業外費用合計 | 2,691 |
| 経常利益 | 86,844 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 86,844 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 30,225 |
| 法人税等調整額 | 835 |
| 法人税等合計 | 31,061 |
| 四半期純利益 | 55,782 |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益 | 55,782 |

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自 2020年10月1日
至 2020年12月31日)

| | |
|-----------------|--------|
| 四半期純利益 | 55,782 |
| その他の包括利益 | |
| 為替換算調整勘定 | 743 |
| その他の包括利益合計 | 743 |
| 四半期包括利益 | 56,525 |
| (内訳) | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 56,525 |

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | |
|---------------------|--------|---------|-------|---------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 47,560 | 104,508 | 5,610 | 146,458 |
| 当期変動額 | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 8,027 | | 8,027 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | 8,027 | - | 8,027 |
| 当期末残高 | 47,560 | 112,536 | 5,610 | 154,486 |

| | その他の包括利益累計額 | | 純資産合計 |
|---------------------|-------------|---------------|---------|
| | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | |
| 当期首残高 | 2,455 | 2,455 | 148,914 |
| 当期変動額 | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 8,027 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 514 | 514 | 514 |
| 当期変動額合計 | 514 | 514 | 7,512 |
| 当期末残高 | 1,941 | 1,941 | 156,427 |

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | |
|---------------------|--------|---------|--------|---------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 47,560 | 112,536 | 5,610 | 154,486 |
| 当期変動額 | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 116,650 | | 116,650 |
| 自己株式の取得 | | | 61,000 | 61,000 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | 116,650 | 61,000 | 55,650 |
| 当期末残高 | 47,560 | 229,186 | 66,610 | 210,136 |

| | その他の包括利益累計額 | | 純資産合計 |
|---------------------|-------------|---------------|---------|
| | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | |
| 当期首残高 | 1,941 | 1,941 | 156,427 |
| 当期変動額 | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 116,650 |
| 自己株式の取得 | | | 61,000 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 190 | 190 | 190 |
| 当期変動額合計 | 190 | 190 | 55,460 |
| 当期末残高 | 1,751 | 1,751 | 211,887 |

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
|-------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 18,359 | 173,589 |
| 減価償却費 | 9,564 | 9,080 |
| のれん償却額 | 9,414 | 16,799 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 59 | 23 |
| ポイント引当金の増減額(は減少) | 2,484 | 5,322 |
| 受取利息及び受取配当金 | 15 | 6 |
| 支払利息 | 2,576 | 2,654 |
| 固定資産売却損益(は益) | - | 62 |
| 固定資産除却損 | 1,315 | - |
| 売上債権の増減額(は増加) | 61,752 | 7,416 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 455 | 5,948 |
| その他の流動資産の増減額(は増加) | 10,142 | 7,487 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 33,057 | 16,370 |
| その他の流動負債の増減額(は減少) | 3,352 | 60,831 |
| 小計 | 22,307 | 246,063 |
| 利息及び配当金の受取額 | 15 | 6 |
| 利息の支払額 | 2,576 | 2,654 |
| 法人税等の支払額 | 8,576 | 10,228 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 11,169 | 233,185 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期積金の預入による支出 | 7,100 | 1,103 |
| 定期積金の払戻による収入 | 6,000 | 7,503 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 5,631 | 3,706 |
| 有形固定資産の売却による収入 | - | 30 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 4,179 | - |
| 事業譲受による支出 | 2 | 2 158,888 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 10,910 | 156,164 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入れによる収入 | 180,000 | 300,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | 143,628 | 157,056 |
| 自己株式の取得による支出 | - | 61,000 |
| その他 | 927 | 1,101 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 35,444 | 80,842 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 514 | 190 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 35,188 | 157,674 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 283,595 | 318,783 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 1 318,783 | 1 476,458 |

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

前連結会計年度(自 2018年10月 1日 至 2019年 9月30日)

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の名称

パイルアップ株式会社

株式会社セールスサポート

NEO MARKETING ASIA LIMITED

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりであります。

| 会社名 | 決算日 |
|----------------------------|--------|
| NEO MARKETING ASIA LIMITED | 12月31日 |

連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

イ 仕掛品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

ロ 貯蔵品

先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は主に定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～30年

工具、器具及び備品 4年～10年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ ポイント引当金

アイリサーチに登録されている生活者パネルへのポイント交換申請による支出に備えるため、期末累計ポイントから期末累計ポイントに過去3年間のポイント失効実績率を乗じた金額を控除して計算した見積額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10～15年間の定額法により償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の名称

パイルアップ株式会社

株式会社セールスサポート

NEO MARKETING ASIA LIMITED

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりであります。

| 会社名 | 決算日 |
|----------------------------|--------|
| NEO MARKETING ASIA LIMITED | 12月31日 |

連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

イ 仕掛品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

ロ 貯蔵品

先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は主に定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～30年

工具、器具及び備品 4年～10年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ ポイント引当金

アイリサーチに登録されている生活者パネルへのポイント交換申請による支出に備えるため、期末累計ポイントから期末累計ポイントに過去3年間のポイント失効実績率を乗じた金額を控除して計算した見積額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年～15年間の定額法により償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年9月期の期首から適用予定です。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」
(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」
(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」
(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

2. 適用予定日

2022年9月期の期首から適用予定です。

3．当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1．概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準
の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいては
Topic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日よ
り後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な
会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性
を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発
点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合
には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2．適用予定日

2022年9月期の期首から適用予定です。

3．当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」
(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」
(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」
(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1．概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定
に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイ
ダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記
事項が定められました。

2．適用予定日

2022年9月期の期首から適用予定です。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ります。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」
(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

2. 適用予定日

2021年9月期の連結会計年度末より適用予定です。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」
(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

2. 適用予定日

2021年9月期の連結会計年度末より適用予定です。

(追加情報)

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、固定資産の減損会計、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症による当連結会計年度の事業及び業績に大きな影響を及ぼす事項はございません。また、今後の影響も限定的と考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の動向を注視してまいります。

(連結貸借対照表関係)

保証債務

他の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

| | 前連結会計年度 (2019年9月30日) | | 当連結会計年度 (2020年9月30日) |
|--------------------------------|-------------------------|--------------------------------|-------------------------|
| 株式会社エムスリードリーム インベスター(債務根保証) | 40,000千円 | 株式会社エムスリードリーム インベスター(債務根保証) | - 千円 |
| 計 | 40,000 | 計 | - |

(連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
|----------|---|---|
| 給料及び手当 | 171,805千円 | 212,981千円 |
| 貸倒引当金繰入額 | 59 | 23 |
| のれん償却額 | 9,414 | 16,799 |

- 2 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
|-----|---|---|
| その他 | - 千円 | 62千円 |
| 計 | - | 62 |

- 3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
|-------|---|---|
| リース資産 | 1,269千円 | - 千円 |
| その他 | 46 | - |
| 計 | 1,315 | - |

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額

| | 前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
|------------|---|---|
| 為替換算調整勘定： | | |
| 当期発生額 | 514千円 | 190千円 |
| 組替調整額 | - | - |
| 計 | 514 | 190 |
| 税効果調整前合計 | 514 | 190 |
| 税効果額 | - | - |
| その他の包括利益合計 | 514 | 190 |

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度 期首株式数(株) | 当連結会計年度 増加株式数(株) | 当連結会計年度 減少株式数(株) | 当連結会計年度末 株式数(株) |
|----------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(注)1 | 6,020 | - | - | 6,020 |
| 合計 | 6,020 | - | - | 6,020 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(注)1 | 170 | - | - | 170 |
| 合計 | 170 | - | - | 170 |

(注) 1. 当社は、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、株式数に記載している事項は当該株式分割前の株式数を基準としております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度 期首株式数(株) | 当連結会計年度 増加株式数(株) | 当連結会計年度 減少株式数(株) | 当連結会計年度末 株式数(株) |
|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(注)1, 2 | 6,020 | 1,197,980 | - | 1,204,000 |
| 合計 | 6,020 | 1,197,980 | - | 1,204,000 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(注)1, 3 | 170 | 94,830 | - | 95,000 |
| 合計 | 170 | 94,830 | - | 95,000 |

(注) 1. 当社は、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加1,197,980株は株式分割によるものであります。

3. 普通株式の自己株式数の増加94,830株は、株主総会決議による自己株式の取得による増加305株、株式分割による増加94,525株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
|------------------|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 324,783千円 | 476,458千円 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | 6,000 | - |
| 現金及び現金同等物 | 318,783 | 476,458 |

2 事業譲受により取得した資産及び負債の内訳

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

株式会社モニタスからの事業譲受により取得した資産及び負債の内訳並びに事業譲受の取得価額と事業譲受による支出(純額)の関係は次のとおりであります。

| | |
|--------------|----------|
| のれん | 90,847千円 |
| 固定資産 | 48,041 |
| 事業譲受の取得価格 | 138,888 |
| 事業譲受に係る未払金 | 138,888 |
| 差引：事業譲受による支出 | - |

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

前連結会計年度の事業譲受に係る未払金の支出と、株式会社エコンテからの事業譲受により取得した資産及び負債の内訳並びに事業譲受の取得価額と事業譲受による支出(純額)の関係は次のとおりであります。

| | |
|--------------------|----------|
| のれん | 20,000千円 |
| 事業譲受の取得価格 | 20,000 |
| 前連結会計年度の事業譲受に係る未払金 | 138,888 |
| 差引：事業譲受による支出 | 158,888 |

（リース取引関係）

前連結会計年度(自 2018年10月 1日 至 2019年 9月30日)

(借主側)

1．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、複合機(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4．会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2．オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年10月 1日 至 2020年 9月30日)

1．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、複合機(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4．会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2．オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前連結会計年度(自 2018年10月 1日 至 2019年 9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性を最優先に流動性と有利性のバランスを勘案した運用を基本姿勢としており、事業計画に照らして必要資金を金融機関からの借入により調達しております。なお、デリバティブに関連する取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建て預金は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金への充当を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後5年であり、一部を除き金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、新規取引先等につきまして、審査を行っております。また、管理本部が取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金の金利変動リスクについては、金融機関より情報を収集し定期的に契約条件の見直しを行っております。外貨預金については、為替の変動リスクに対して、経理財務部が運用方針に基づき、日本円への転換を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各グループ企業や各部署からの報告に基づき、管理本部が資金繰り表を作成及び更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額その他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注) 2. 参照)。

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------------|--------------------|---------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 324,783 | 324,783 | - |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 186,978 | | |
| 貸倒引当金(*) | 69 | | |
| | 186,909 | 186,909 | - |
| 資産計 | 511,693 | 511,693 | - |
| (1) 買掛金 | 53,837 | 53,837 | - |
| (2) 1年内返済予定の長期借入金 | 134,392 | 134,392 | - |
| (3) リース債務(流動負債) | 1,101 | 1,101 | - |
| (4) 未払法人税等 | 4,988 | 4,988 | - |
| (5) 長期借入金 | 193,061 | 192,689 | 371 |
| (6) リース債務(固定負債) | 2,898 | 2,793 | 104 |
| 負債計 | 390,278 | 389,802 | 476 |

(*) 受取手形及び売掛金に対応している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) リース債務(流動負債)、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) リース債務(固定負債)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 当連結会計年度 (2019年9月30日) |
|-----|-------------------------|
| 出資金 | 100 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 324,783 | - | - | - |
| 受取手形及び売掛金 | 186,978 | - | - | - |
| 合計 | 511,762 | - | - | - |

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 1年内返済予定の 長期借入金 | 134,392 | - | - | - | - | - |
| 長期借入金 | - | 106,951 | 66,066 | 17,273 | 2,771 | - |
| リース債務 | 1,101 | 918 | 736 | 743 | 499 | - |
| 合計 | 135,493 | 107,869 | 66,802 | 18,016 | 3,270 | - |

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性を最優先に流動性と有利性のバランスを勘案した運用を基本姿勢としており、事業計画に照らして必要資金を金融機関からの借入により調達しております。なお、デリバティブに関連する取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建て預金は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金への充当を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後10年であり、一部を除き金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、新規取引先等につきまして、審査を行っております。また、管理本部が取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金の金利変動リスクについては、金融機関より情報を収集し定期的に契約条件の見直しを行っております。外貨預金については、為替の変動リスクに対して、経理財務部が運用方針に基づき、日本円への転換を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各グループ企業や各部署からの報告に基づき、管理本部が資金繰り表を作成及び更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|------------------------|--------------------|---------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 476,458 | 476,458 | - |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 194,395 | | |
| 貸倒引当金(*1) | 45 | | |
| | 194,349 | 194,349 | - |
| 資産計 | 670,807 | 670,807 | - |
| (1) 買掛金 | 37,466 | 37,466 | - |
| (2) 1年以内返済予定の 長期借入金 | 142,635 | 142,635 | - |
| (3) リース債務(流動負債) | 918 | 918 | - |
| (4) 未払法人税等 | 47,958 | 47,958 | - |
| (5) 未払消費税等 | 49,120 | 49,120 | - |
| (6) 長期借入金 | 327,762 | 324,410 | 3,351 |
| (7) リース債務(固定負債) | 1,979 | 1,894 | 84 |
| 負債計 | 607,840 | 604,404 | 3,435 |

(*)受取手形及び売掛金に対応している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 1年以内返済予定の長期借入金、(3) リース債務(流動負債)、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金、(7) リース債務(固定負債)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 当連結会計年度 (2020年9月30日) |
|-----|-------------------------|
| 出資金 | 100 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 476,458 | - | - | - |
| 受取手形及び売掛金 | 194,395 | - | - | - |
| 合計 | 670,853 | - | - | - |

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 1年内返済予定の 長期借入金 | 142,635 | - | - | - | - | - |
| 長期借入金 | - | 134,190 | 64,095 | 24,513 | 8,296 | 96,668 |
| リース債務 | 918 | 736 | 743 | 499 | - | - |
| 合計 | 143,553 | 134,926 | 64,838 | 25,012 | 8,296 | 96,668 |

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当する事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 第1回 ストック・オプション | 第2回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション | 第4回 ストック・オプション |
|--------------------------------|--|---|--|--|
| 付与対象者の 区分及び人数 | 当社取締役 1名 当社子会社取締役1名 当社従業員 90名 | 社外協力者 1名 | 当社取締役 1名 当社子会社取締役1名 当社従業員 63名 | 当社従業員 23名 |
| 株式の種類別の ストック・オプ ションの数(注) | 普通株式 122,000株 | 普通株式 18,400株 | 普通株式 51,200株 | 普通株式 14,000株 |
| 付与日 | 2016年7月7日 | 2016年7月7日 | 2018年9月6日 | 2019年9月18日 |
| 権利確定条件 | 権利行使時において も、当社または当社子 会社の取締役、従業員 の地位にあることを要 します。ただし、定年 退職した場合はこの限 りではありません。 | 権利行使時において も、当社の取締役会が 認める社外協力者の地 位にあることを要しま す。 | 権利行使時において も、当社または当社子 会社の取締役、従業員 の地位にあることを要 します。ただし、定年 退職した場合はこの限 りではありません。 | 権利行使時において も、当社または当社子 会社の取締役、従業員 の地位にあることを要 します。ただし、定年 退職した場合はこの限 りではありません。 |
| 対象勤務期間 | 対象期間の定めはあり ません。 | 対象期間の定めはあり ません。 | 対象期間の定めはあり ません。 | 対象期間の定めはあり ません。 |
| 権利行使期間 | 2018年6月29日から 2026年6月14日 | 2016年7月7日から 2026年7月7日 | 2020年9月7日から 2028年9月5日 | 2021年9月19日から 2029年9月18日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年9月29日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)、
2021年3月2日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載してありま
す。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの
数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第1回 ストック・オプション | 第2回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション | 第4回 ストック・オプション |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利確定前 (株) | | | | |
| 前連結会計 年度末 | - | - | 50,400 | - |
| 付与 | - | - | - | 14,000 |
| 失効 | - | - | 7,200 | - |
| 権利確定 | - | - | - | - |
| 未確定残 | - | - | 43,200 | 14,000 |
| 権利確定後 (株) | | | | |
| 前連結会計 年度末 | 94,000 | 18,400 | - | - |
| 権利確定 | - | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | - | - |
| 失効 | 13,600 | - | - | - |
| 未行使残 | 80,400 | 18,400 | - | - |

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年9月29日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)、
2021年3月2日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載してありま

す。

単価情報

| | 第1回 ストック・オプション | 第2回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション | 第4回 ストック・オプション |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利行使価格（円） | 82.5 | 82.5 | 347.5 | 352.5 |
| 行使時 平均株価（円） | - | - | - | - |
| 付与日 における公正な 評価単価（円） | - | - | - | - |

(注) 2020年9月29日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)、2021年3月2日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式と純資産方式の折衷した方式によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 26,892千円

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- 千円

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当する事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 第1回 ストック・オプション | 第2回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション |
|------------------------|--|---|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 1名 当社子会社取締役 1名 当社従業員 90名 | 社外協力者 1名 | 当社取締役 1名 当社子会社取締役 1名 当社従業員 63名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 122,000株 | 普通株式 18,400株 | 普通株式 51,200株 |
| 付与日 | 2016年7月7日 | 2016年7月7日 | 2018年9月6日 |
| 権利確定条件 | 権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要します。ただし、定年退職した場合はこの限りではありません。 | 権利行使時においても、当社の取締役会が認める社外協力者の地位にあることを要します。 | 権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要します。ただし、定年退職した場合はこの限りではありません。 |
| 対象勤務期間 | 対象期間の定めはありません。 | 対象期間の定めはありません。 | 対象期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 2018年6月29日から 2026年6月14日 | 2016年7月7日から 2026年7月7日 | 2020年9月7日から 2028年9月5日 |

| | 第4回 ストック・オプション | 第5回 ストック・オプション | 第6回 ストック・オプション |
|------------------------|--|--|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員 23名 | 当社従業員 24名 | 当社従業員 2名 社外協力者 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 14,000株 | 普通株式 12,800株 | 普通株式 4,400株 |
| 付与日 | 2019年9月18日 | 2020年4月14日 | 2020年9月30日 |
| 権利確定条件 | 権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要します。ただし、定年退職した場合はこの限りではありません。 | 権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要します。ただし、定年退職した場合はこの限りではありません。 | 権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員または社外協力者の地位にあることを要します。ただし、定年退職した場合はこの限りではありません。 |
| 対象勤務期間 | 対象期間の定めはありません。 | 対象期間の定めはありません。 | 対象期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 2021年9月19日から 2029年9月18日 | 2022年4月15日から 2030年4月14日 | 2022年10月1日から 2030年9月30日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年9月29日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)、2021年3月2日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第1回 ストック・オプション | 第2回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前連結会計 年度末 | - | - | 43,200 |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | - | 2,800 |
| 権利確定 | - | - | 40,400 |
| 未確定残 | - | - | - |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前連結会計 年度末 | 80,400 | 18,400 | - |
| 権利確定 | - | - | 40,400 |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | 2,000 | - | - |
| 未行使残 | 78,400 | 18,400 | 40,400 |

| | 第4回 ストック・オプション | 第5回 ストック・オプション | 第6回 ストック・オプション |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前連結会計 年度末 | 14,000 | - | - |
| 付与 | - | 12,800 | 4,400 |
| 失効 | 1,600 | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | 12,400 | 12,800 | 4,400 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前連結会計 年度末 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - |

(注) 2020年9月29日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)、2021年3月2日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

| | 第1回 ストック・オプション | 第2回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利行使価格（円） | 82.5 | 82.5 | 347.5 |
| 行使時 平均株価（円） | - | - | - |
| 付与日 における公正な 評価単価（円） | - | - | - |

| | 第4回 ストック・オプション | 第5回 ストック・オプション | 第6回 ストック・オプション |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利行使価格（円） | 352.5 | 500 | 500 |
| 行使時 平均株価（円） | - | - | - |
| 付与日 における公正な 評価単価（円） | - | - | - |

(注) 2020年9月29日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)、2021年3月2日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式と純資産方式の折衷した方式によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 48,404千円

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- 千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(2019年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前連結会計年度 (2019年9月30日) |
|-----------------------|-------------------------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 644千円 |
| ポイント引当金 | 17,391 |
| 資産除去債務 | 2,609 |
| 資産調整勘定 | 47,240 |
| 税務上の繰越欠損金(注) | 3,071 |
| その他 | 385 |
| 繰延税金資産小計 | 71,344 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) | 3,071 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 2,609 |
| 評価性引当額小計 | 5,681 |
| 繰延税金資産合計 | 65,662 |

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) | 合計 (千円) |
|------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|------------|
| 税務上の繰越 欠損金(1) | - | - | - | - | - | 3,071 | 3,071 |
| 評価性引当額 | - | - | - | - | - | 3,071 | 3,071 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | (2) - |

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金については、全額を回収不能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前連結会計年度 (2019年9月30日) |
|-------------------|-------------------------|
| 法定実効税率 | 34.6% |
| (調整) | |
| 税額控除 | 1.7 |
| 住民税均等割 | 6.6 |
| 軽減税率適用による影響 | 8.4 |
| 評価性引当額の増減 | 10.2 |
| 税率変更による差異 | 0.3 |
| 連結子会社の適用税率差異 | 1.0 |
| のれん償却額 | 17.7 |
| その他 | 2.0 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 56.3 |

当連結会計年度(2020年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 当連結会計年度 (2020年9月30日) |
|-----------------------|-------------------------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 5,208千円 |
| ポイント引当金 | 18,834 |
| 資産除去債務 | 2,672 |
| 資産調整勘定 | 43,230 |
| 税務上の繰越欠損金(注) | 3,436 |
| その他 | 246 |
| 繰延税金資産小計 | 73,629 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) | 3,436 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 8,270 |
| 評価性引当額小計 | 11,706 |
| 繰延税金資産合計 | 61,922 |

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) | 合計 (千円) |
|------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|------------|
| 税務上の繰越 欠損金(1) | - | - | - | - | - | 3,436 | 3,436 |
| 評価性引当額 | - | - | - | - | - | 3,436 | 3,436 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | (2) - |

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金については、全額を回収不能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 当連結会計年度 (2020年9月30日) |
|-------------------|-------------------------|
| 法定実効税率 | 34.6% |
| (調整) | |
| 税額控除 | 4.3 |
| 住民税均等割 | 0.7 |
| 軽減税率適用による影響 | 0.9 |
| 評価性引当額の増減 | 0.4 |
| 連結子会社の適用税率差異 | 0.2 |
| のれん償却額 | 3.4 |
| その他 | 0.1 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 32.8 |

（企業結合等関係）

前連結会計年度(自 2018年10月 1日 至 2019年 9月30日)

取得による企業結合

1．企業結合の概要

(1) 譲り受けた相手会社の名称及びその事業内容

名称 株式会社モニタス

事業内容 インターネットリサーチ事業

(2) 企業結合を行った主な理由

マーケティング支援事業の更なる拡大と収益向上を目的としております。

(3) 企業結合日

2019年 9月30日

(4) 企業結合の法的形式

事業譲受

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として事業を譲り受けるためであります。

2．連結財務諸表に含まれる取得した事業の業績の期間

企業結合日が連結会計年度の期末であるため、該当事項はありません。

3．取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得原価は138,888千円であり、現金を対価としております。

なお、取得に直接要した費用はありません。

4．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

90,847千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

15年間にわたる均等償却

5．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

固定資産48,041千円

資産合計48,041千円

6．企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載していません。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 譲り受けた相手会社の名称及びその事業内容

名称 株式会社エコンテ
事業内容 メディア事業

(2) 企業結合を行った主な理由

マーケティング支援事業の更なる拡大と収益向上を目的としております。

(3) 企業結合日

2019年11月30日

(4) 企業結合の法的形式

事業譲受

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式会社パイルアップが現金を対価として事業を譲り受けるためであります。

2. 連結財務諸表に含まれる取得した事業の業績の期間

2019年12月1日～2020年9月30日

3. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得原価は20,000千円であり、現金を対価としております。

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用 1,000千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

20,000千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

該当事項はありません。

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載してありません。

（資産除去債務関係）

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

当社は、本社建物等について、不動産所有者と不動産賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、当該賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用として以下のとおり計上しております。

敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額の期首における残高は7,365千円、当連結会計年度における残高は7,545千円です。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

当社は、本社建物等について、不動産所有者と不動産賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、当該賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用として以下のとおり計上しております。

敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額の期首における残高は7,545千円、当連結会計年度における残高は7,725千円です。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1．製品及びサービスごとの情報

当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1．製品及びサービスごとの情報

当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

当社はマーケティング支援事業を単一のセグメントとして事業を行っております。そのため、報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

当社はマーケティング支援事業を単一のセグメントとして事業を行っております。そのため、報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---------------------------------------|-------------------------|------------|--------------|-----------|---------------------------|-----------|------------------------|----------|----|----------|
| 役員・主要株主(個人) | 橋本光伸 | - | - | 当社代表取締役 | 被所有 直接 20.7 間接 24.0 | 債務被保証 | 当社銀行借入に対する債務被保証(注)1、2. | 327,453 | - | - |
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等・主要株主(会社等) | 株式会社エムスリードリームインベスター(注)3 | 神奈川県川崎市高津区 | 1,000 | 純粹持株会社 | 被所有 直接 24.0 | 債務保証 | 銀行借入に対する根保証(注)4 | 40,000 | - | - |

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社は、銀行借入に対して代表取締役 橋本光伸より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

3. 当社代表取締役橋本光伸が議決権の100%を直接保有しております。

4. 取引は、取引内容を勘案して両者の協議の上で決定しております。なお、保証料の受入れはありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
|------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 66.85円 | 95.53円 |
| 1株当たり当期純利益 | 3.43円 | 50.24円 |

- (注) 1. 当社は、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
|---|--|--|
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 8,027 | 116,650 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円) | 8,027 | 116,650 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,340,000 | 2,321,667 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 新株予約権4種類(新株 予約権の数390個) なお、新株予約権の概 要は「第4 提出会社の 状況、1 株式等の状 況、(2) 新株予約権等 の状況 ストックオブ ション制度の内容」に記 載のとおりであります。 | 新株予約権6種類(新株予 約権の数433個) なお、新株予約権の概 要は「第4 提出会社の状 況、1 株式等の状況、 (2) 新株予約権等の状 況 ストックオブ ション制度の内容」に記 載のとおりであります。 |

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(株式分割)

当社は、2021年2月12日開催の取締役会決議に基づき、2021年3月1日を基準日とし同年3月2日を効力発生日とする普通株式1株につき2株の株式分割及びそれに伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の1株当たりの投資金額を引下げ投資家の利便性向上を図るため

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2021年3月1日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき2株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

| | |
|-----------------|------------|
| 株式分割前の発行済株式総数 | 1,204,000株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 1,204,000株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 2,408,000株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 9,600,000株 |

(3) 株式分割の効力発生日

2021年3月2日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(賞与引当金)

当第1四半期連結会計期間末においては賞与支給額が確定していないため、賞与支給見込額のうち、当第1四半期連結累計期間の負担額を賞与引当金として計上しています。

なお、前連結会計年度末においては、賞与支給確定額12,055千円を流動負債の「未払費用」として計上していません。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は経済や企業活動に広範な影響を与える事象となっており、その影響は当初の収束見通しよりも、更に長期化しております。

当社グループでは、固定資産の減損会計、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、四半期連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社グループの事業及び業績への影響は現時点で限定的であり、当連結会計年度の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

| | 当第1四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) |
|---------|---|
| 減価償却費 | 2,048千円 |
| のれんの償却額 | 4,241 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当第1四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) |
|---|---|
| 1株当たり四半期純利益 | 25円15銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益(千円) | 55,782 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円) | 55,782 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,218,000 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | - |

- (注) 1. 当社は、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、2021年2月12日開催の取締役会決議に基づき、2021年3月1日を基準日とし同年3月2日を効力発生日とする普通株式1株につき2株の株式分割及びそれに伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の1株当たりの投資金額を引下げ投資家の利便性向上を図るため

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2021年3月1日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき2株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

| | |
|-----------------|------------|
| 株式分割前の発行済株式総数 | 1,204,000株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 1,204,000株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 2,408,000株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 9,600,000株 |

(3) 株式分割の効力発生日

2021年3月2日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出してあり、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

【連結附属明細表】(2020年9月30日現在)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 134,392 | 142,635 | 0.5 | - |
| 1年以内に返済予定のリース債務 | 1,101 | 918 | - | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 193,061 | 327,762 | 0.5 | 2021年～2030年 |
| リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。) | 2,898 | 1,979 | - | 2024年 |
| 合計 | 331,452 | 473,295 | - | - |

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。
 3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

| | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 134,190 | 64,095 | 24,513 | 8,296 |
| リース債務 | 736 | 743 | 499 | - |

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2019年9月30日) | 当事業年度 (2020年9月30日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 294,894 | 429,297 |
| 受取手形 | 14,198 | 14,036 |
| 売掛金 | 1 172,877 | 1 176,396 |
| 仕掛品 | 13,932 | 18,655 |
| 貯蔵品 | 4,740 | 5,960 |
| 前払費用 | 15,683 | 13,074 |
| その他 | 1 13,540 | 1 14,969 |
| 貸倒引当金 | 71 | 46 |
| 流動資産合計 | 529,796 | 672,345 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物（純額） | 13,876 | 13,547 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 3,822 | 4,481 |
| リース資産（純額） | 2,067 | 1,374 |
| 有形固定資産合計 | 19,765 | 19,403 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 90,342 | 84,286 |
| ソフトウェア | 16,339 | 11,233 |
| 無形固定資産合計 | 106,681 | 95,519 |
| 投資その他の資産 | | |
| 関係会社株式 | 136,511 | 136,511 |
| 出資金 | 100 | 100 |
| 関係会社長期貸付金 | - | 14,724 |
| 長期前払費用 | 2,250 | 2,341 |
| 繰延税金資産 | 65,517 | 61,216 |
| その他 | 16,859 | 16,118 |
| 投資その他の資産合計 | 221,239 | 231,011 |
| 固定資産合計 | 347,687 | 345,935 |
| 資産合計 | 877,483 | 1,018,280 |

(単位:千円)

| | 前事業年度 (2019年9月30日) | 当事業年度 (2020年9月30日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 1 53,459 | 1 35,033 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 134,392 | 142,635 |
| リース債務 | 1,101 | 918 |
| 未払金 | 1 168,158 | 1 28,404 |
| 未払費用 | 44,518 | 49,436 |
| 未払法人税等 | 2,996 | 39,846 |
| 前受金 | 3,200 | 9,398 |
| 預り金 | 10,165 | 11,628 |
| ポイント引当金 | 52,377 | 57,699 |
| その他 | 874 | 46,829 |
| 流動負債合計 | 471,244 | 421,831 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 193,061 | 327,762 |
| リース債務 | 2,898 | 1,979 |
| 固定負債合計 | 195,959 | 329,741 |
| 負債合計 | 667,203 | 751,572 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 47,560 | 47,560 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 168,329 | 285,758 |
| 利益剰余金合計 | 168,329 | 285,758 |
| 自己株式 | 5,610 | 66,610 |
| 株主資本合計 | 210,279 | 266,708 |
| 純資産合計 | 210,279 | 266,708 |
| 負債純資産合計 | 877,483 | 1,018,280 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) | 当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
|--------------|---|---|
| 売上高 | 1,077,844 | 1,326,165 |
| 売上原価 | 613,023 | 691,745 |
| 売上総利益 | 464,821 | 634,419 |
| 販売費及び一般管理費 | 2 453,223 | 2 488,823 |
| 営業利益 | 11,597 | 145,596 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 1 34,008 | 1 14,265 |
| 業務受託料 | 1 1,200 | 1 1,280 |
| 経営指導料 | 1 3,336 | 1 3,336 |
| 補助金収入 | 2,067 | 3,200 |
| その他 | 106 | 72 |
| 営業外収益合計 | 40,718 | 22,153 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 2,571 | 2,654 |
| 支払保証料 | 540 | 587 |
| その他 | 162 | 9 |
| 営業外費用合計 | 3,274 | 3,252 |
| 経常利益 | 49,041 | 164,497 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | - | 3 62 |
| 固定資産除却損 | 4 1,315 | - |
| 関係会社株式評価損 | 5 4,687 | - |
| 特別損失合計 | 6,003 | 62 |
| 税引前当期純利益 | 43,038 | 164,434 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,830 | 42,705 |
| 法人税等調整額 | 717 | 4,300 |
| 法人税等合計 | 5,113 | 47,006 |
| 当期純利益 | 37,925 | 117,428 |

【売上原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) | | 当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) | |
|-----------|----------|---|------------|---|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 外注費 | | 281,808 | 46.0 | 342,567 | 49.2 |
| 労務費 | | 200,138 | 32.7 | 217,112 | 31.2 |
| 経費 | | 130,681 | 21.3 | 136,788 | 19.6 |
| 当期総費用 | | 612,628 | 100.0 | 696,468 | 100.0 |
| 期首仕掛品たな卸高 | | 14,328 | | 13,932 | |
| 合計 | | 626,956 | | 710,401 | |
| 期末仕掛品たな卸高 | | 13,932 | | 18,655 | |
| 当期売上原価 | | 613,023 | | 691,745 | |

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) | 当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
|----------------|---|---|
| ポイント引当金繰入額(千円) | 75,838 | 80,560 |
| モニター手数料(千円) | 3,621 | 4,958 |
| 通信費(千円) | 8,843 | 7,356 |
| 消耗品費(千円) | 3,542 | 4,482 |
| 地代家賃(千円) | 17,275 | 19,117 |
| ITサービス費(千円) | 5,731 | 11,014 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | 純資産合計 |
|---------|--------|----------|---------|-------|---------|---------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| | | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | |
| 当期首残高 | 47,560 | 130,404 | 130,404 | 5,610 | 172,354 | 172,354 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 当期純利益 | | 37,925 | 37,925 | | 37,925 | 37,925 |
| 当期変動額合計 | - | 37,925 | 37,925 | - | 37,925 | 37,925 |
| 当期末残高 | 47,560 | 168,329 | 168,329 | 5,610 | 210,279 | 210,279 |

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | 純資産合計 |
|---------|--------|----------|---------|--------|---------|---------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| | | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | |
| 当期首残高 | 47,560 | 168,329 | 168,329 | 5,610 | 210,279 | 210,279 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 当期純利益 | | 117,428 | 117,428 | | 117,428 | 117,428 |
| 自己株式の取得 | | | | 61,000 | 61,000 | 61,000 |
| 当期変動額合計 | - | 117,428 | 117,428 | 61,000 | 56,428 | 56,428 |
| 当期末残高 | 47,560 | 285,758 | 285,758 | 66,610 | 266,708 | 266,708 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 貯蔵品

先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

主に定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物 | 3年～30年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～10年 |

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

アイリサーチに登録されている生活者パネルからのポイント交換申請による支出に備えるため、期末累計ポイントから期末累計ポイントに過去3年間のポイント失効実績率を乗じた金額を控除して計算した見積額を計上しております。

6．のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、15年間の定額法により償却を行っております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 貯蔵品

先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

主に定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物 | 3年～30年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～10年 |

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

アイリサーチに登録されている生活者パネルからのポイント交換申請による支出に備えるため、期末累計ポイントから期末累計ポイントに過去3年間のポイント失効実績率を乗じた金額を控除して計算した見積額を計上しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、15年間の定額法により償却を行っております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

前事業年度(2019年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2020年9月30日)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

連結財務諸表の「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

| | 前事業年度 (2019年9月30日) | 当事業年度 (2020年9月30日) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 流動資産 | | |
| 売掛金 | 895千円 | 1,314千円 |
| 未収入金 | 2,671 | 4,130 |
| 短期貸付金 | - | 10,392 |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 1,737 | 2,426 |
| 未払金 | 21 | 469 |

2 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

| | 前事業年度 (2019年9月30日) | 当事業年度 (2020年9月30日) |
|--------------------------------|-----------------------|--|
| 株式会社エムスリードリーム インベスター(債務根保証) | 40,000千円 | 株式会社エムスリードリーム インベスター(債務根保証) - 千円 |
| 計 | 40,000 | 計 - |

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

| | 前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) | 当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
|--------------|---|---|
| 受取配当金 | 34,000千円 | 14,000千円 |
| 関係会社からの業務受託料 | 1,200 | 1,280 |
| 関係会社からの経営指導料 | 3,336 | 3,336 |

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度65%、当事業年度69%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度35%、当事業年度31%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) | 当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
|------------|---|---|
| 減価償却費 | 2,949千円 | 3,347千円 |
| ポイント引当金繰入額 | 5,668 | 5,718 |
| 役員報酬 | 31,200 | 33,375 |
| 給料及び手当 | 166,108 | 199,143 |
| 貸倒引当金繰入額 | 47 | 24 |
| のれん償却額 | 504 | 6,056 |

3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) | 当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
|-----------|---|---|
| 工具、器具及び備品 | - 千円 | 62千円 |
| 計 | - | 62 |

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) | 当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
|-----------|---|---|
| リース資産 | 1,269千円 | - 千円 |
| 工具、器具及び備品 | 46 | - |
| 計 | 1,315 | - |

5 関係会社株式評価損

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

関係会社株式評価損4,687千円は、連結子会社であるパイルアップ株式会社の株式に係る評価損であります。

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(2019年9月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式136,511千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年9月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式136,511千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度(2019年9月30日)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2019年9月30日) |
|----------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 498千円 |
| ポイント引当金 | 17,391 |
| 子会社株式評価損 | 5,135 |
| 資産除去債務 | 2,609 |
| 資産調整勘定 | 47,240 |
| その他 | 386 |
| 繰延税金資産小計 | 73,262 |
| 評価性引当額 | 7,744 |
| 繰延税金資産合計 | 65,517 |

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2019年9月30日) |
|----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | 34.6% |
| (調整) | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 27.3 |
| 住民税均等割 | 2.5 |
| 軽減税率適用による影響 | 1.8 |
| のれん償却額 | 0.4 |
| 評価性引当額の増減 | 3.9 |
| その他 | 0.4 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 11.9 |

当事業年度(2020年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 当事業年度 (2020年9月30日) |
|----------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 4,502千円 |
| ポイント引当金 | 18,834 |
| 子会社株式評価損 | 5,135 |
| 資産除去債務 | 2,672 |
| 資産調整勘定 | 37,632 |
| その他 | 246 |
| 繰延税金資産小計 | 69,023 |
| 評価性引当額 | 7,807 |
| 繰延税金資産合計 | 61,216 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 当事業年度 (2020年9月30日) |
|----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | 34.6% |
| (調整) | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 2.9 |
| 税額控除 | 4.4 |
| 住民税均等割 | 0.7 |
| 軽減税率適用による影響 | 0.5 |
| のれん償却額 | 1.3 |
| その他 | 0.2 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 28.6 |

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(株式分割)

当社は、2021年2月12日開催の取締役会決議に基づき、2021年3月1日を基準日とし同年3月2日を効力発生日とする普通株式1株につき2株の株式分割及びそれに伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の1株当たりの投資金額を引下げ投資家の利便性向上を図るため

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2021年3月1日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき2株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 1,204,000株

| | |
|-----------------|------------|
| 今回の分割により増加する株式数 | 1,204,000株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 2,408,000株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 9,600,000株 |

(3) 株式分割の効力発生日

2021年3月2日

(4) 1株当たり情報に与える影響

前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における(1株当たり情報)の各数値はそれぞれ次の通りであります。

| | 前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) | 当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
|------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 89.86円 | 120.25円 |
| 1株当たり当期純利益 | 16.21円 | 50.58円 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

【附属明細表】(2020年9月30日現在)

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末 残高 (千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------------------------------|---------------|---------------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 23,073 | 758 | - | 23,831 | 10,283 | 1,086 | 13,547 |
| 工具、器具及び備品 | 11,193 | 2,948 | 1,288 | 12,853 | 8,371 | 2,195 | 4,481 |
| リース資産 | 3,465 | - | - | 3,465 | 2,090 | 693 | 1,374 |
| 有形固定資産計 | 37,731 | 3,706 | 1,288 | 40,149 | 20,746 | 3,975 | 19,403 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| のれん | 90,847 | - | - | 90,847 | 6,561 | 6,056 | 84,286 |
| ソフトウェア | 46,332 | - | - | 46,332 | 35,098 | 5,105 | 11,233 |
| 無形固定資産計 | 137,179 | - | - | 137,179 | 41,659 | 11,162 | 95,519 |
| 長期前払費用 | 2,250 | 2,090 | 1,999 | 2,341 | - | - | 2,341 |

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

| | | | |
|-----------|---------|------|-------|
| 建物 | 増加額(千円) | 東京本社 | 758 |
| 工具、器具及び備品 | 増加額(千円) | 東京本社 | 2,948 |
| | 減少額(千円) | 東京本社 | 1,288 |

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|---------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 貸倒引当金 | 71 | - | - | 24 | 46 |
| ポイント引当金 | 52,377 | 57,699 | - | 52,377 | 57,699 |

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、差額補充による戻入額であります。

2. ポイント引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2020年9月30日現在)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|--------------|--|
| 事業年度 | 毎年10月1日から翌年9月30日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度末日の翌日から3か月以内 |
| 基準日 | 毎事業年度末日 |
| 株券の種類 | - |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年9月30日 毎年3月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 株式の名義書換え（注）1 | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 |
| 名義書換手数料 | 無料 |
| 新券交付手数料 | - |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1 |
| 買取手数料 | 無料（注）2 |
| 公告掲載方法 | 電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://neo-m.jp/ir/pn/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

（注）1．当社株式は、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場される日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規程による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|------------|--------------------|------------------|-----------------------|------------------------------|------------------------|--|---------|---------------------------------|----------------------|
| 2019年5月31日 | 小林 康裕 | 沖縄県那覇市 | 特別利害関係者等(当社の大株主上位10名) | 株式会社エムスリードリームインベスター代表取締役橋本光伸 | 東京都渋谷区神宮前6-23-4 桑野ビル2F | 特別利害関係者等(当社の代表取締役が議決権の過半数を所有する会社、大株主上位10名) | 250 | 35,250,000 (141,000) (注)4 | 所有者の事情による |
| 2019年5月31日 | 鞭馬 昇 | 東京都品川区 | 当社の元従業員 | 株式会社エムスリードリームインベスター代表取締役橋本光伸 | 東京都渋谷区神宮前6-23-4 桑野ビル2F | 特別利害関係者等(当社の代表取締役が議決権の過半数を所有する会社、大株主上位10名) | 30 | 4,230,000 (141,000) (注)4 | 所有者の事業資金充足のための譲渡 |
| 2019年8月30日 | 小林 康裕 | 沖縄県那覇市 | 特別利害関係者等(当社の大株主上位10名) | 株式会社エムスリードリームインベスター代表取締役橋本光伸 | 東京都渋谷区神宮前6-23-4 桑野ビル2F | 特別利害関係者等(当社の代表取締役が議決権の過半数を所有する会社、大株主上位10名) | 50 | 7,050,000 (141,000) (注)4 | 所有者の事業資金充足のための譲渡 |
| 2020年3月31日 | 小林 康裕 | 沖縄県那覇市 | 特別利害関係者等(当社の大株主上位10名) | 株式会社エムスリードリームインベスター代表取締役橋本光伸 | 東京都渋谷区神宮前6-23-4 桑野ビル2F | 特別利害関係者等(当社の代表取締役が議決権の過半数を所有する会社、大株主上位10名) | 100 | 20,000,000 (200,000) (注)5 | 所有者の事業資金充足のための譲渡 |
| 2020年3月31日 | 村上 直 | 東京都江東区(注)7 | 特別利害関係者等(当社の大株主上位10名) | 株式会社エムスリードリームインベスター代表取締役橋本光伸 | 東京都渋谷区神宮前6-23-4 桑野ビル2F | 特別利害関係者等(当社の代表取締役が議決権の過半数を所有する会社、大株主上位10名) | 100 | 20,000,000 (200,000) (注)5 | 所有者の資金需要による譲渡 |
| 2020年8月7日 | 株式会社玉子屋代表取締役菅原 勇一郎 | 東京都大田区中央8丁目44番7号 | 特別利害関係者等(当社の大株主上位10名) | 株式会社ネオマーケティング代表取締役橋本光伸 | 東京都渋谷区南平台町16-25 養命酒ビル | 当社 | 280 | 56,000,000 (200,000) (注)6 | 所有者の事業資金充足のための自己株式取得 |
| 2020年8月7日 | 葛山 博志 | 愛知県名古屋市長瑞穂区 | 特別利害関係者等(当社の大株主上位10名) | 株式会社ネオマーケティング代表取締役橋本光伸 | 東京都渋谷区南平台町16-25 養命酒ビル | 当社 | 25 | 5,000,000 (200,000) (注)6 | 所有者の資金需要による自己株式取得 |

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2018年10月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は、次のとおりです。
- ディスカウント・キャッシュ・フロー方式により算出した価格と純資産方式により算出した価格を基に、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 移動価格算定方式は、次のとおりです。
- ディスカウント・キャッシュ・フロー方式により算出した価格と純資産方式により算出した価格を基に、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
6. 株式移動の決定は、2020年7月31日開催の臨時株主総会において、決議を行っております。
- 移動価格算定方式は、次のとおりです。
- ディスカウント・キャッシュ・フロー方式により算出した価格と純資産方式により算出した価格を基に、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
7. 2020年8月に東京都墨田区へ移転
8. 2020年9月11日開催の取締役会決議により、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株、2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

| 項目 | 新株予約権 | 新株予約権 | 新株予約権 |
|-------------|--|--|--|
| 発行年月日 | 2019年9月18日 | 2020年4月14日 | 2020年9月30日 |
| 種類 | 第4回新株予約権 (ストック・オプション) | 第5回新株予約権 (ストック・オプション) | 第6回新株予約権 (ストック・オプション) |
| 発行数 | 普通株式 35株 (注)6、7 | 普通株式 32株 (注)6、7 | 普通株式 2,200株 (注)7 |
| 発行価格 | 141,000円 (注)4、6、7 | 200,000円 (注)4、6、7 | 1,000円 (注)4、7 |
| 資本組入額 | 70,500円 (注)6、7 | 100,000円 (注)6、7 | 500円 (注)7 |
| 発行価額の総額 | 4,935,000円 | 6,400,000円 | 2,200,000円 |
| 資本組入額の総額 | 2,467,500円 | 3,200,000円 | 1,100,000円 |
| 発行方法 | 2019年9月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。 | 2020年4月14日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。 | 2020年9月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | - | (注)2 | (注)2、3 |

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告、その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2020年9月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 4. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、純資産方式とディスカウント・キャッシュ・フロー方式の折衷により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項につきましては、以下のとおりであります。

| | 新株予約権 | 新株予約権 | 新株予約権 |
|----------------|---|---|---|
| 行使時の払込金額 | 1株につき141,000円 (注)6、7 | 1株につき200,000円 (注)6、7 | 1株につき1,000円 (注)7 |
| 行使期間 | 2021年9月19日から 2029年9月18日まで | 2022年4月15日から 2030年4月14日まで | 2022年10月1日から 2030年9月30日まで |
| 行使の条件 | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得につきましては、当社取締役会の承認を要するものとします。 | 譲渡による新株予約権の取得につきましては、当社取締役会の承認を要するものとします。 | 譲渡による新株予約権の取得につきましては、当社取締役会の承認を要するものとします。 |

6. 2020年9月11日開催の取締役会決議により、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。
7. 2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と提出会社との関係 |
|------------|------------|----------------|---------|------------------|--------------------|
| 秋田 誠 | 神奈川県相模原市南区 | 会社員 | 1,000 | 705,000 (705) | 当社の執行役員 (注) 1 . |

(注) 1 . 秋田 誠は当社執行役員でありましたが、2020年12月25日付で当社の取締役役に選任されたため、特別利害関係者等(当社の取締役)となっております。

2 . 2020年9月11日開催の取締役会決議により、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

3 . 開示府令の2号の4様式の記載要領(25)の第三者割当等の概況のb(a)に従い、1,000株以下となる当社従業員(特別利害関係者等を除く)の記載を省略し、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載しております。

なお、記載を省略した従業員は18名であり、その株式の総数は5,200株であります。

4 . 2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と提出会社との関係 |
|------------|--------|----------------|---------|-----------|--------------|
| - | - | - | - | - | - |

(注) 1 . 2020年9月11日開催の取締役会決議により、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

2 . 開示府令の2号の4様式の記載要領(25)の第三者割当等の概況のb(a)に従い、1,000株以下となる当社従業員(特別利害関係者等を除く)の記載を省略し、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載しております。

なお、記載を省略した従業員は24名であり、その株式の総数は6,400株であります。

3 . 2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と提出会社との関係 |
|------------|--------|----------------|---------|----------------------|--------------|
| 福德 俊弘 | 東京都文京区 | 会社役員 | 1,000 | 1,000,000 (1,000) | 社外協力者 |

(注) 1 . 開示府令の2号の4様式の記載要領(25)の第三者割当等の概況のb(a)に従い、1,000株以下となる当社従業員(特別利害関係者等を除く)の記載を省略し、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載しております。

なお、記載を省略した従業員は2名であり、その株式の総数は1,200株であります。

2 . 2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|-------------------------|-----------------------------------|--------------------|--|
| 株式会社エムスリードリームインベスター 1、3 | 東京都渋谷区神宮前6丁目23番4号 桑野ビル2階 | 658,000 | 27.61 |
| 橋本 光伸 1、2 | 神奈川県川崎市高津区 | 498,800 | 20.33 |
| 株式会社TRMブラザーズ 1 | 東京都品川区北品川1丁目9番7号 トッブルーム品川1015号 | 288,000 | 12.08 |
| 小林 康裕 1 | 沖縄県那覇市 | 212,400 | 8.91 |
| 村上 直 1、9 | 東京都墨田区 | 127,200 (1,600) | 5.34 (0.07) |
| 株式会社エイジェック 1 | 東京都新宿区西新宿1丁目25番1号 新宿センタービル46階 | 120,400 | 5.05 |
| ネオマーケティング従業員持株会 1 | 東京都渋谷区南平台町16番25号 | 94,000 | 3.94 |
| 原島 茂雄 1、4 | 東京都稲城市 | 78,400 | 3.29 |
| 葛山 博志 1 | 愛知県名古屋市瑞穂区 | 64,400 | 2.70 |
| 荒池 和史 1、7、8 | 東京都立川市 | 50,000 (6,000) | 2.10 (0.25) |
| 嶺井 政人 | 東京都中央区 | 42,800 (42,800) | 1.80 (1.80) |
| 今泉 陽介 6、7 | 東京都清瀬市 | 22,000 (6,000) | 0.92 (0.25) |
| 伏見 洋人 | 東京都江東区 | 18,400 (18,400) | 0.77 (0.77) |
| 藤元 拓志 4 | 東京都品川区 | 10,000 | 0.42 |
| 中川 達也 4 | 東京都港区 | 9,200 (1,200) | 0.39 (0.05) |
| 川村 純平 9 | 神奈川県横須賀市 | 3,200 (3,200) | 0.13 (0.13) |
| 加藤 賢大 9 | 東京都豊島区 | 2,800 (2,800) | 0.12 (0.12) |
| 高倉 益実 9 | 神奈川県横浜市港北区 | 2,800 (2,800) | 0.12 (0.12) |
| 高橋 拓己 9 | 東京都目黒区 | 2,800 (2,800) | 0.12 (0.12) |
| 中野 正文 9 | 東京都渋谷区 | 2,800 (2,800) | 0.12 (0.12) |
| 萩原 健太 9 | 埼玉県所沢市 | 2,400 (2,400) | 0.10 (0.10) |
| 田中 翔 9 | 埼玉県さいたま市桜区 | 2,400 (2,400) | 0.10 (0.10) |
| 高田 歩 5、9 | 東京都杉並区 | 2,400 (2,400) | 0.10 (0.10) |
| 松田 和也 9 | 東京都三鷹市 | 2,400 (2,400) | 0.10 (0.10) |
| 平位 紀之 9 | 沖縄県石垣市 | 2,400 (2,400) | 0.10 (0.10) |
| 福德 俊弘 | 東京都文京区 | 2,000 (2,000) | 0.08 (0.08) |
| 野口 暁雄 9 | 埼玉県行田市 | 2,000 (2,000) | 0.08 (0.08) |
| 秋田 誠 8 | 神奈川県相模原市南区 | 2,000 (2,000) | 0.08 (0.08) |

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|---------|-------------|------------------|--|
| 山下 晴恵 9 | 東京都北区 | 2,000 (2,000) | 0.08 (0.08) |
| 黄葉 大樹 9 | 東京都大田区 | 2,000 (2,000) | 0.08 (0.08) |
| 大浜 勇人 9 | 沖縄県石垣市 | 1,600 (1,600) | 0.07 (0.07) |
| 櫻本 雄一 9 | 神奈川県横浜市旭区 | 1,600 (1,600) | 0.07 (0.07) |
| 石野 諒 9 | 宮城県仙台市宮城野区 | 1,600 (1,600) | 0.07 (0.07) |
| 中井 大輔 9 | 東京都杉並区 | 1,600 (1,600) | 0.07 (0.07) |
| 小峰 哲 9 | 東京都世田谷区 | 1,600 (1,600) | 0.07 (0.07) |
| 栃下 重勝 | 神奈川県横浜市西区 | 1,600 (1,600) | 0.07 (0.07) |
| 長洲 光男 9 | 東京都墨田区 | 1,600 (1,600) | 0.07 (0.07) |
| 畝岡 秀平 9 | 沖縄県那覇市 | 1,600 (1,600) | 0.07 (0.07) |
| 鈴木 大輔 9 | 神奈川県横須賀市 | 1,600 (1,600) | 0.07 (0.07) |
| 中島 孝介 9 | 埼玉県三郷市 | 1,600 (1,600) | 0.07 (0.07) |
| 佐藤 隼人 9 | 東京都世田谷区 | 1,200 (1,200) | 0.05 (0.05) |
| 益永 祥子 9 | 神奈川県横浜市旭区 | 1,200 (1,200) | 0.05 (0.05) |
| 長澤 宏季 9 | 神奈川県川崎市高津区 | 1,200 (1,200) | 0.05 (0.05) |
| 富田 有香 9 | 兵庫県尼崎市 | 1,200 (1,200) | 0.05 (0.05) |
| 仲道 成美 9 | 沖縄県石垣市 | 1,200 (1,200) | 0.05 (0.05) |
| 内山 道子 9 | 東京都中野区 | 1,200 (1,200) | 0.05 (0.05) |
| 中村 知佳 9 | 東京都世田谷区 | 1,200 (1,200) | 0.05 (0.05) |
| 森下 拓也 9 | 神奈川県川崎市幸区 | 1,200 (1,200) | 0.05 (0.05) |
| 小林 卓登 9 | 千葉県野田市 | 1,200 (1,200) | 0.05 (0.05) |
| 新谷 美帆 9 | 兵庫県三田市 | 1,200 (1,200) | 0.05 (0.05) |
| 篠田 武則 9 | 東京都渋谷区 | 1,200 (1,200) | 0.05 (0.05) |
| 村浜 聖香 9 | 神奈川県川崎市麻生区 | 1,200 (1,200) | 0.05 (0.05) |
| 佐藤 秀行 9 | 埼玉県さいたま市見沼区 | 1,200 (1,200) | 0.05 (0.05) |
| 石川 和馬 9 | 東京都大田区 | 1,200 (1,200) | 0.05 (0.05) |
| 斉藤 尚 9 | 沖縄県石垣市 | 1,200 (1,200) | 0.05 (0.05) |
| 杉山 太一 9 | 東京都大田区 | 1,200 (1,200) | 0.05 (0.05) |
| 新崎 尚乃 9 | 沖縄県石垣市 | 1,200 (1,200) | 0.05 (0.05) |

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式(自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|---------------|----|------------------------|--|
| その他800株 4名 9 | | 3,200 (3,200) | 0.13 (0.13) |
| その他400株 33名 9 | | 13,200 (13,200) | 0.55 (0.55) |
| 計 | - | 2,383,200 (165,200) | 100.00 (6.93) |

(注) 1. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 「氏名又は名称」欄の の番号は、次のとおり株主の属性を示しております。

1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)
3. 特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)
4. 特別利害関係者等(当社の社外取締役)
5. 特別利害関係者等(当社子会社の代表取締役)
6. 当社の執行役員
7. 特別利害関係者等(当社子会社の取締役)
8. 特別利害関係者等(当社の取締役)
9. 当社の従業員

3. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。今後当社及び子会社の役員及び従業員でなくなったこと等により権利を喪失し、表中の潜在株式所有割合及び潜在株式数が変動する可能性があります。

4. 2021年2月12日開催の取締役会決議に基づき、2021年3月2日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより、上記所有株式数は分割後の所有株式数で記載しております。

独立監査人の監査報告書

2021年3月12日

株式会社ネオマーケティング
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 上 卓 哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 村 知 弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネオマーケティングの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネオマーケティング及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月12日

株式会社ネオマーケティング
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 上 卓 哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 村 知 弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネオマーケティングの2019年10月1日から2020年9月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネオマーケティングの2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月12日

株式会社ネオマーケティング
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

| | | | | | |
|--------------------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 石 | 上 | 卓 | 哉 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 田 | 村 | 知 | 弘 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネオマーケティングの2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネオマーケティング及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月12日

株式会社ネオマーケティング
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 上 卓 哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 村 知 弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネオマーケティングの2018年10月1日から2019年9月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネオマーケティングの2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年3月12日

株式会社ネオマーケティング
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

| | | | | | |
|--------------------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 石 | 上 | 卓 | 哉 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 田 | 村 | 知 | 弘 |

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネオマーケティングの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネオマーケティング社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前題に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前題に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。